

消滅時効期間の合意による 変更の判断要素に関する一考察

川 上 生 馬

- 第1章 はじめに
- 第2章 フランス法における時効期間の合意による変更に関する議論の概要
- 第3章 日本法における時効期間の合意による変更の判断要素に関する議論
- 第4章 保険法での議論の概要
- 第5章 おわりに

第1章 はじめに

近時、欧州を中心に民法の見直しが進められており、消滅時効制度についてもあわせて大幅な改正が行われている。国際的な改正の傾向としては、一般の消滅時効期間の短期化や統一化、時効期間の中断・停止規定の見直し、そして、時効期間の合意による変更規定の導入である。⁽¹⁾⁽²⁾日本においても民法（債権法）改正が行われ、消滅時効制度も大幅に改正された。主な

(1) 国際的な時効法改正に関しては、金山直樹編『消滅時効法の現状と改正提言』別冊 NBL 122号（商事法務，2008年）において網羅的な紹介がなされている。

(2) もっとも、ケベック民法において時効は公益のための制度であることを理由に、時効に関する規定に反する合意は一切認められないとの規定が設けられており（加藤雅之「ケベック法——現代的改正の先駆けが維持する伝統」金山編・前掲注(1)153-154頁参照。）、一概に時効期間の合意による変更を認める立法がなされている傾向にあるとは言い難い。

改正点としては、①短期消滅時効制度の廃止、②時効期間の短期化、③二重の起算点の導入、④中断・停止事由の見直しと同制度から更新・完成猶予制度への転換である。このような改正の中、中間試案が策定される以前まで議論されていたのが、時効期間の合意による変更規定の導入である。⁽³⁾当初は、諸外国の立法を基に、当事者が契約により時効期間を短縮することができる、または短縮および延長することができるとする規定の導入が検討されたが、議論の一致を見ず、今般の改正には盛り込まれなかった。議論の一致を見なかった理由としては、いかなる範囲で合意を認めるのか、とりわけいかなる当事者間での合意を認め、または禁止すべきであるのかという点に関して、様々な意見が示されたことが挙げられるのではないであろうか。そしてその原因は、日本法において時効期間の合意による変更に関する議論の蓄積が不十分であることにあるのではないと思われる。また、近時、いくつかの先行研究がみられるが、従来の議論を整理することなく議論が展開されてきたように思われる。とりわけ、時効期間の合意

(3) 改正の具体的な内容については、潮見佳男『民法（債権関係）改正法の概要』（金融財政事情研究会、2017年）、潮見佳男ほか『詳解改正民法』（商事法務、2018年）などを参照されたい。

(4) 基本方針においては、以下のような提案がなされていた。

【3.1.3.50】（合意による債権時効期間の設定）

〈1〉債権者と債務者は、債権発生の時までに、その合意により、**【3.1.3.44】**

〈2〉の定める債権時効の起算点と期間を変更することができる。

〈2〉〈1〉の合意で定められる起算点は、債権を行使することができる時以後でなければならない。

〈3〉〈1〉の合意で定められる期間は、債権を行使できる時から〔6か月／1年〕以上、〔10年〕〔**【3.1.3.44】**〈1〉と同じ期間〕以下でなければならない。ただし、法律の規定による別段の定めがあるときは、この限りではない。

〈4〉事業者と消費者の間でする〈1〉の合意は、法律の規定による場合よりも消費者に不利な内容であるときは無効とする。

による変更に関する議論は民法上のみならず保険法においても議論がなされており、実際の取引においても時効期間の合意による変更がなされる場面として附合契約の場面が考えられる。そこで本稿では、これまでの日本法における議論の整理を行い、今後の課題となる点を指摘したい。なお、これまで筆者はフランス法における時効期間の合意による変更に関する議論の紹介を行ってきた。フランスにおいては時効期間の合意による変更に関する議論の蓄積が一定程度認められ、また、どの範囲で合意による変更を認めるべきであるのかという点に関しても様々な視点が示されていた。そこでの議論枠組みは日本法の議論を整理する際に有益であると考えられるため、本稿第2章ではこれまでのフランス法の紹介のうち、時効期間の合意による変更において考慮されてきた要素に関する部分を取り上げ、日本法の分析の際の視座の1つとした⁽⁵⁾。次に第3章においては、時効期間の合意による変更について言及してきた学説について分類を行い、これまでの日本法の議論を整理する。そして、第4章においては、保険法上、時効期間の合意による変更に関してどのような議論がなされてきたのか、その中心的なものを紹介する。最後に第5章において、本稿のまとめを行い、時効期間の合意による変更に関して議論すべき点を含めた今後の課題を示したい。なお、本稿の目的は、時効期間の合意による変更に関する日

(5) フランス法における時効期間の合意による変更の議論概要については、齋藤由起「時効における合意の自由」阪大法学66巻3・4号(2016年)185-218頁、拙稿「時効期間の合意による変更—2008年フランス時効法改正以前の議論を中心に」法と政治67巻4号(2017年)905-971頁、同「新フランス時効法における時効期間の合意による変更—フランス法の現状と問題点の分析」法と政治69巻2号Ⅱ(2018年)1057-1099頁に詳しい。

なお、本稿ではこれまで上記拙稿にて紹介してきた裁判例・学説等に関する記述を基に議論を展開していくため、裁判例等の詳細については、そちらをご参照ください。

本法およびフランス法の学説等の妥当性に検討を加えるものではなく、時効期間の合意による変更を考える際に、いかなる要素がこれまで考慮されてきたのかという視点からの日仏の学説・裁判例の紹介・整理することを目的としていることをここで断っておきたい。

第2章 フランス法における時効期間の合意による変更に関する議論の概要

第1節 時効期間変更合意の解釈による容認

1804年フランス民法典制定に向けて議論が行われた立法院で時効の存在理由に関する説明を行った Bigot de Prémeneu は、時効の事前放棄を禁止した仏民旧2220条の趣旨及び時効の存在理由から、時効期間を当事者が合意により変更することは認められないとする。⁽⁶⁾ Bigot de Prémeneu は、時効の事前放棄を認めてしまうと時効制度を導入した趣旨が没却されてしまうとする。そして、時効が社会秩序の維持のために必要であるということをもふまえると、時効は各々が自由に背くことができない公けの法の一部をなすものであると理解できるため、公けの法は私人の合意によって変更され得ない (*Jus publicum pactis privatorum mutari non potest.*) との法諺が消滅時効に適用されるとする。⁽⁸⁾⁽⁹⁾ これにより、時効に関する合意は認められないとするのが、1804年フランス民法典制定時の起草者の理解で

(6) 仏民旧2220条「時効は事前に放棄することができない。完成した時効は放棄することができる。」

(7) Fenet P. A., *Recueil complet des travaux préparatoires du Code civil*, 15 vols, Paris, 1827-1829, p. 573.

(8) *Ibid.* 法諺の翻訳に際しては柴田光蔵の『法律ラテン語格言辞典』（玄文社、1985年）を参照した。

(9) Bigot de Prémeneu の時効観に関しては、金山直樹『時効理論展開の軌跡』（信山社、1994年）に詳しい。

あったと考えられる。もっとも、先にも述べた通り、フランスにおいて時効期間の合意による変更が解釈上認められていくこととなる。以下、時効期間を短縮する場合と延長する場合とに分けてフランス法の状況を概観する。

(1) 時効期間の合意による短縮

破毀院民事部⁽¹⁰⁾1853年2月1日判決をきっかけに、保険契約において、保険会社が保険契約者（被保険者）に対して支払う保険金の請求権に関する時効期間を短縮する合意が認められることとなった。その後も複数の破毀院判決⁽¹¹⁾が出され、保険契約のみならず運送契約等においても時効期間の合意による短縮が認められるようになった。もっとも、過度に短い期間が設定されていた場面についてセヌ民事裁判所1929年2月26日判決⁽¹²⁾は、建物の瑕疵は一定期間の居住の後に明らかになるものであるにもかかわらず、18カ月が経過すれば一切の請求ができないとする短縮条項は、建物の所有者が権利を行使することができないほど短期の期間を設けるものであって不当であるため、このような短縮条項は無効であるとした。

このように、破毀院により時効期間を合意によって短縮することは認められていたが、過度に短い期間を設定することについては、下級審での判断ではあるが、認められないとされていた。その後、1930年7月13日の

(10) Cass. civ. 1 févr. 1853, *D.* 1853 1, p. 77.

(11) たとえば、海運に関する保険契約に関する破毀院民事部1865年1月16日判決 (Cass. civ. 16 janv. 1865, *D.* 1865, 1, p. 12.) や公共事業請負人との保険契約に関する破毀院民事部1893年10月25日判決 (Cass. civ. 25 oct. 1893, *D.* 1897, 1, p. 5.), 運送契約における料金の返還請求権に関する破毀院民事部1895年12月4日判決 (Cass. civ. 4 déc. 1895, *D.* 1896, 1, p. 241, note L. Sarrut.) などが挙げられる。

(12) TC Seine, 7^e ch. 26 févr. 1929, *Gaz. Pal.* 1929, 1, p. 783.

法律により保険契約における消滅時効期間は2年に固定され、これと異なる合意は認められないとされた⁽¹³⁾。このような措置は、弱者たる保険契約者（被保険者）の保護という公序のために採られたものであると理解されている⁽¹⁴⁾。もっとも、その後も他の附合契約の場面において破毀院は時効期間の合意による短縮について有効とし続けていた⁽¹⁵⁾。

以上のように、判例上、時効期間の合意による短縮は有効とされてきたのであるが、その理由としては、短縮条項が時効の事前放棄を禁じている旧2220条に抵触しないこと（時効制度の趣旨を没却しないこと）、消滅時効制度は債務を弁済した者を証拠保全の負担から解放することを目的としており、短縮条項が債務者の解放を早期に実現するものであること、さらに、旧1134条（「適法に形成された合意は、それを行った者に対しては、法律に代わる。」）の適用があることが挙げられていた。学説も破毀院と同じく時効期間の合意による変更を有効としつつ、保険契約をはじめとする附合契約においては、事業者の有利になるように時効期間が設定され、時効期間の短縮条項が濫用されるおそれがあるため、附合契約においては時効期間の合意による短縮は認めるべきではないまたは規制すべきであるとの考えが示されていた⁽¹⁶⁾。くわえて、過度に短い期間が設定された場合にも当該合意を認めるべきではないとの考えも示されており⁽¹⁷⁾、時効期間の短縮

(13) 1930年法の概要については拙稿・前掲注(5)法と政治67巻4号931-933頁参照。

(14) たとえば、M. Picard et A. Besson, *Les assurances terrestres en droit français*, T. 1. 2^e éd., Paris, 1964, n° 155, p. 233.

(15) たとえば、銀行間の取引に関して破毀院民事部1950年1月31日判決（Cass. civ., 31 janv. 1950, *D.* 1950, p. 261, note P. Lerebours-Pigeonnière.）やスポーツクラブ会員契約に関して破毀院第一民事部1976年10月6日判決（Cass. civ. 1^{re}, 6 oct. 1976, *D.* 1977, p. 25.）が挙げられる。

(16) たとえば、A. Colin et H. Capitant, *Cour élémentaire de droit civil français*, T. 2, 4^e éd., Paris, 1924, p. 138.

合意に関しては裁判例・学説の理解はおおむね一致していたと評価でき⁽¹⁸⁾る。

(2) 時効期間の合意による延長

時効期間を延長する合意に関しては、コンセイユ・デタ1881年1月3日⁽¹⁹⁾決定および破毀院民事部1882年8月2日判決⁽²⁰⁾において、建物建築請負人の責任に関する期間について認められている。これら判決においては、当該期間は仕事についての保証期間と建物の耐久に関する期間の2つの性質を帯びるものであり、この期間は契約当事者間に任せて延長され得るのであるため、フランス民法典旧2220条には抵触しないとされた。

また、フランスでは、期間が進行している途中で停止事由が発生すると時効の完成直前でなかったとしても時効期間の進行が停止し、停止事由が解消されると時効期間が再び進行するといういわゆる進行停止が採用されており、当事者が時効の進行停止に関する合意をすることで、間接的に時効期間を延長する⁽²¹⁾ということが破毀院予審部1853年6月22日判決⁽²²⁾をはじめ複数の裁判例⁽²²⁾において認められている。

学説においては、時効期間の合意による延長はフランス民法典旧2220

(17) たとえば、G. Baudry=Lacantinerie et A. Tissier, *Traité théorique et pratique de droit civil: De la prescription*, Paris, 1895, n°98, p. 67.

(18) 反対説として T. Huc, *Commentaire théorique & pratique de code civil*, T. 14, Paris, 1902, n°323, p. 394. が挙げられる。

(19) C. d'Etat, 3 janv. 1881, *D.* 1882. 3. p. 119.

(20) Cass. civ., 2 août 1882, *D.* 1883, p. 5.

(21) Cass. req., 22 juin 1853, *D.* 1853, 1, p. 302.

(22) たとえば、トゥールーズ控訴院1868年5月18日判決 (TC Toulouse, 18 mai 1868, *D.* 1868. 2, p. 108, note inconnu.) やナンシー控訴院1889年11月16日判決 (CA Nancy, 16 nov. 1889, *Gaz. Pal.* 1890, 1, p. 45, S., 91. 2. 161, note Lyon-Caen.) などが挙げられる。

条の禁ずる時効の事前放棄に該当するため認められないとされてはいたが、いくつかの例外が示されていた。まず、たとえば、30年の時効期間を40年にするといった時効期間を直接的に延長することに関して、公序に基づいて定められた期間である一般の30年の時効期間を延長することは認められていない。また、定期的に支払われる賃金や定期金の支分金の蓄積による貧困から債務者を保護することを目的としたフランス民法典旧2277⁽²³⁾条に定められる短期消滅時効についても、同じく債務者の保護という公序を理由に認められないとされていた。他方で、フランス民法典旧2270条⁽²⁴⁾や同旧2271条から同旧2273条の短期消滅時効に関しては合意により延長することが認められるとされる。旧2270条については、上記コンセイユ・デタ1881年判決および破毀院民事部1882年判決と同じく、目的物の瑕疵

(23) フランス民法典旧2277条「支払いについての訴権は、5年で時効にかかる。賃金、永久及び終身定期金の支分金及び扶養定期金の支分金、賃料及び定額小作料、貸付金の利息、及び一般的に年又はより短い定期の期限で支払われるべきすべてのもの。」

(24) フランス民法典旧2271条「学芸の師匠及び教師の、その者が月決めで行う授業についての訴権〔及び〕ホテル業者及び飲食業者の、その者が供する宿泊及び飲食物に基づく訴権は、6カ月で時効にかかる。」

同旧2272条第1項「執行吏の、その者が送達する証書及びその者が執行する受託事務の報酬についての訴権、寄宿舎主の、その生徒の止宿料についての訴権及びその他の親方の修業料についての訴権は、1年で時効にかかる。」

同条2項「医師、外科医、歯科医、助産婦及び薬剤師の往診、治術及び調剤についての訴権は、2年で時効にかかる。」

同条3項「商人の、商人でない個人に売却する商品についての訴権は、2年で時効にかかる。」

同旧2273条「代訴士の費用及び報酬の支払いについての訴権は、訴訟の判決若しくは当事者の勧解から起算して、又は当該代訴士の解任から〔起算して〕、2年で時効にかかる。終了していない事件に関しては、代訴士は、五年を超えて遡る費用及び報酬について請求を提起することができない。」

については法定期間以上に長い保証期間を認めることは時効の事前放棄には該当しないという理由によるものである。フランス民法典旧2271条から同旧2273条までの短期消滅時効に関しては、これら短期消滅時効は弁済の推定を根拠としており、債務者の二重弁済を回避することを目的としているものであるため、一般の時効期間である30年を上限とする延長は認められるとする。すなわち、弁済の推定を根拠とする短期消滅時効は公序に基づかない時効であるため、公序に基づく一般の時効である30年を上限とする延長であれば、公序を侵害しないと考えられていた⁽²⁵⁾。もっとも、この見解に対しては、弁済の推定を根拠とする短期消滅時効であっても訴訟への配慮も考慮したものであることからすると延長を認めるべきではないとの反対説も存在している⁽²⁶⁾。

裁判例においても認められていた時効の進行停止の合意をすることによる間接的延長に関しては、おおむね学説は一致してこれを認めているが⁽²⁷⁾、一部学説においては、当事者が時効の進行停止を合意できる場面を限定すべきとの考えが示されていた。すなわち、当事者が時効の進行停止を合意により決めることができるのは、「訴え得ざる者に対しては時効は進行しない (*Contra non valentem agere non currit praescriptio*)」との法諺が該当する場面であって、その他の場合に自由に進行停止を定めることができるとしてしまうことは時効の事前放棄を認めることと差異はないのではないかと⁽²⁸⁾の考えである。

(25) Baudry=Lacantinerie et Tissier, *supra* note 17, n° 65, p. 49.

(26) Colin et Capitant, *supra* note 16, p. 137.

(27) Baudry=Lacantinerie et Tissier, *supra* note 17, n° 63, p. 47; Colin et Capitant, *supra* note 16, p. 137; L. Guillouard, *Traité de la prescription*, Paris, 1900, n° 322, p. 293, etc..

(28) M. Planiol et G. Ripert, *Droit civil français*, 2^e éd., 1954, n° 1350, p. 763.

(3) 考慮要素に関するまとめ

以上みてきたように、フランス法においては、19世紀半ばから時効期間の合意による変更に関する議論が存在しており、様々な要素が考慮されていた。

管見の限りではあるが、時効期間の合意による変更の判断において考慮されていたこととしては、まず、短縮の場面においては、①時効の事前放棄を禁止するフランス民法典旧2220条に抵触しないこと、②短縮の場面においては債務者が弁済の証拠保全の負担から早期に解放されること、③私的自治に関する旧1134条の適用があること、④合意された期間が過度に短いものではないことが挙げられる。次に、延長の場面においては、⑤短縮の場合と同じく、時効の事前放棄を禁止する旧2220条に抵触しないこと、⑥短期消滅時効が公序に基づくものであるか、単なる弁済の推定にしか基づかないものであるかということ、⑦期間の性質が保証期間としての性質をも帯びていることが考慮されていた。

くわえて、フランス法の裁判例を見ていると合意が認められていた場面は、附合契約の場面または附合契約であるかが定かでないとしても事業者と消費者との間での契約であったことがうかがえる。1930年法により保険契約において時効期間を約款（合意）により変更することはできないとされたが、その他の附合契約においても時効期間の変更条項が濫用される恐れは学説が指摘していたとおりである。実際、1930年法が保険契約において時効期間の合意による変更を禁止したのは、短縮条項が濫用され、不利な内容の契約を強いられていた弱者たる被保険者（保険契約者）を保護するという目的のためであった。そのため、時効期間の合意による変更を認めるか否かを判断する際には、⑧当事者の性質が考慮されていたといえる。他方で、時効期間の合意による変更は附合契約の場面で利用されるのが一般であり、裁判例を見る限りではあるが、対等な個人同士での契約

316(316) 法と政治 71巻1号 (2020年5月)

においては時効期間の変更条項が用いられているという事情はうかがえなかった。そのため、約款において時効期間の変更条項が用いられているという事情をどのように判断すべきかが重要な課題となってくるといえる。

第2節 2008年フランス時効法改正

以上のように、フランス法においては解釈により時効期間の合意による変更が認められてきたという経緯もあり、2008年6月17日の法律により、時効期間の合意による変更に関する規定が設けられるに至った。フランス民法典2254条1項前段は、「時効期間は、当事者の合意によって短縮または延長され得る」と定めている。このように明文の規定をもって時効期間の合意による変更が認められたため、改正以前に見られた解釈論は展開されなくなった。

もっとも、注目すべき点として、様々な形で時効期間の合意による変更を制限する規定が設けられているということが挙げられる。まず、2254条1項後段では、「1年未満に短縮、または10年を超えて延長することはできない」と規定されている。フランス法において一般の消滅時効期間は30年であったが、2008年改正により5年と大幅に短期化されている。同条は、この期間を1年から10年の間で当事者が合意により定めることができるとするものであり、合意により設定できる期間の幅があらかじめ制限されている。⁽²⁹⁾次に、消費法典 L. 137-1 条（現 L. 218-1 条）に、「民法典2254条の例外として、事業者と消費者の間での契約において両当事者は

(29) 金山直樹＝香川崇「フランスの新時効法——混沌からの脱却の試み」金山編・前掲注(1)170頁においても、「合意の自由を認めるや否や、直ちに弱者保護の観点から、その適用領域を限定せざるを得ないという、フランス的な自由の観念が浮かび上がってくるといえよう」との指摘がなされている。

たとえ合意があったとしても時効期間を変更することも、時効の停止事由、中断事由を追加することもできない。」との規定が設けられ、また、保険法典 L. 114-3 条に「民法典2254条の例外として、保険契約において両当事者はたとえ合意があったとしても時効期間を変更することも、時効の停止事由、中断事由を追加することもできない。」、さらに労働法典 L. 1134-5 条第 2 項では、労働者らに対する差別に基づく損害賠償訴権について適用される「この（5年の：筆者注）期間を合意により変更することができない。」との規定も設けられるなど、附合契約の形で契約が締結されることが予想される場面において、時効期間の合意による変更を禁止している。これにより、形式的に立場の強い者が弱者に対して自己の都合のいいように時効期間を変更することが禁じられたこととなる。

以上のような規定が設けられた後の裁判例を見てみると、その主な争点は当事者間で合意された期間にフランス民法典2254条の適用があるのか、または例外規定の適用はあるのかというものが主なものであった。そのほか、当事者間で合意された期間が時効期間であるのか訴権消滅期間 (*délai de forclusion*) であるのかといった紛争も見られた⁽³⁰⁾。これはフランス民法典2220条に基づき、訴権消滅期間については時効の規定の適用が原則としてないとされたことと関連する。破毀院商事部2016年3月30日判決⁽³¹⁾で問題となったのは、「損害賠償は損害の発生を知った日から3カ月以内に行わなければならない」との契約条項の有効性である。これについて破毀

(30) 当事者間で合意された期間が時効期間であるかそれ以外の期間であるかは、中断・停止の適用の可能性などに関連してくるため、非常に重要な問題であるが、この点に関するフランス法の近時の議論概要については拙稿「当事者間で合意された期間の性質—消滅時効期間 (*délai de prescription extinctive*) と訴権消滅期間 (*délai de forclusion*)—」法と政治70巻4号(2020年)1119-1150頁をご参照ください。

(31) Cass. Com., 30 mars 2016, JurisData: 2016-006725.

院は、損害を知ってから訴えるまでの期間については、合理的な (raisonnable) 期間があったと認められなくはなく、また、本件期間は訴権消滅期間であるため、フランス民法典新2254条の適用はないと判示した。これにより、当事者間で定められた期間が同2254条の規定する1年の下限期間を下回っていたとしても、場合によってはそのような合意も有効とされることが明らかになるとともに、いかなる基準により時効期間か訴権消滅期間かを区別すべきであるかが問題となった。当事者間で定められた期間が時効期間であるか否かは中断等の時効に関する規定の適用の有無にかかわってくるため、非常に重要な問題である。

以上のように、時効期間の合意による変更の判断に際して考慮すべき要素そのものは改正後言及されなくなったが、改正以前に見られた附合契約の場面において様々な法典で時効期間の合意による変更を禁止しているという点は注目すべきであろう。

第3節 小括

フランス法においては、当初、起草者の考えによると時効に関する合意は一切認められないとの理解であったが、本章第1節において確認したように、解釈により裁判例・学説上認められてきたという経緯があった。その際に考慮されていた点は、先に挙げた通りであるが、それらに加え、附合契約の場面において広く時効期間の合意による変更がなされていたことを踏まえると、判断要素の大枠としては、(A) 時効の事前放棄を禁止するフランス民法典旧2220条に時効期間の合意による変更が抵触するか否か、(B) 定められた期間の合理性と権利の性質、(C) 当事者の性質の3点が挙げられるのではないであろうか。

(A) の要素は破毀院判決・学説において考慮されていた要素であるが、この要素はつまるところ、時効期間の合意による変更が、時効制度の趣旨

を没却しないか否かということの意味すると理解できる。すなわち、消滅時効制度が維持しようとする公序、ここでは少なくとも債務を弁済した者を証拠保全の負担から解放するという目的に反しないか否かということを目指すものと理解できる⁽³²⁾。フランス民法典旧2220条が時効の事前放棄を禁止しているのは、予め時効を放棄できてしまうと時効にかからない権利が発生することとなり、消滅時効制度を設けたことそのものが否定されることになるからである。そのため、時効制度を否定するような合意は旧2220条を理由に認められないとされたのである。くわえて、時効制度の趣旨に言及する学説も見られた。学説においては時効期間の合意による延長の場面において短期消滅時効に関しても言及されていた。旧2277条は貸金や貸付金の利息といった定期的に弁済しなければならない債務の蓄積から債務者を保護するという公序のために短期消滅時効を定めているため、当該期間を合意により変更することを認めるべきではないと主張されていた⁽³³⁾。また、旧2271条から旧2273条に関しては単なる弁済の推定としての意味しかないため、公序のための一般の時効期間である30年までなら延長しても問題ないとする考えや、弁済の推定を目的とする短期消滅時効であったとしても、訴訟に対して配慮するという公序も含まれるため合意による変更を認めるべきではないとする考えなど⁽³⁵⁾、短期消滅時効に関する合意の場面においても、各種の時効の趣旨が考慮されていた。日本法においては、短期消滅時効が廃止され、統一化される傾向にあるが、時効が機能する場

(32) Cass. civ. 4 déc. 1895, *D.* 1896, 1, p. 241, note L. Sarrut; Baudry=Lacantinerie et Tissier, *supra* note 17, n° 27, p. 19 etc..

判例等の分析については、拙稿・前掲注(5)法と政治67巻4号(2017年)905-971頁参照。

(33) Baudry=Lacantinerie et Tissier, *supra* note 17, n° 65, p. 49.

(34) *Ibid.*

(35) Colin et Capitant, *supra* note 16, p. 137.

面等を考慮して解釈の余地を判断することが求められるという点では、フランス法の視点は示唆的なものであるといえる。

次に（B）の要素は、いかなる権利に対する消滅時効に関して、どの程度の時効期間が設定されたのかということに関するものである。権利の性質として特にフランス法においてみられたものは、建物建築者の負う責任に関する期間である。これは、時効期間の短縮及び延長の両場面においてみられたものであった。ここで考慮されていたのは、建物建築者の負う責任は何に対する責任であり、その責任の有無はどのようにして明らかになるものであるのかということである。すなわち、建物の瑕疵とはある程度の期間が経過しなければ明らかにならないものであり、引渡し時から浅い年月で責任期間が終了してしまった場合、期間経過後に瑕疵が明らかになる恐れがあるというものである。⁽³⁶⁾これでは、建物建築者に対して責任を負わせることができなくなってしまい、注文者は仕事の完成を十分に保証されないこととなってしまう。これに対し、責任に関する期間を延長した場合には、長年の使用の後に明らかになる瑕疵に対しても保証が及ぶこととなり、注文者が十分に保護されることとなる。⁽³⁷⁾加えて、必ずしもというわけではないが、建物建築者から期間の延長を申し出た場合には、法定以上の負担・責任を負う債務者自身が期間の延長を申し出たことになるため、不利な内容を債務者に強いたことにはならない。このように、当事者間で生じている権利・義務の内容から当事者の定めうる期間の長さが判断されていたこととなる。日本法においても、売買代金債権であったり、契約不適合責任を問うための期間であったり、時効期間が統一されたとしても権利の性質は様々である。その際に、当事者が行った時効に関する合意の有効性を判断するには、やはり、権利の性質から期間の妥当性を図ることも

(36) TC Seine, 7^e ch. 26 févr. 1929, *Gaz. Pal.* 1929, 1, p. 783.

(37) Baudry=Lacantinierie et Tissier, *supra* note 17, n°65, p. 49.

必要となるかもしれない。

さらに (C) の要素であるが、これはまさに附合契約の場面であるか否かということから導かれたものである。1930年法制定以前、保険会社は自己に有利なように保険金請求権について時効期間を短縮していた。本来、保険会社がこのように保険金請求権に関して時効期間を短縮していたのは、当時の保険金請求権に適用される時効期間が長いものだと30年であり、実務上それが大きな弊害になっていたからであろう。実際、一般の時効期間ですら30年というのは長期にすぎるとの批判がなされていた状況下において、⁽³⁸⁾ 数多くの保険事故を処理しなければならない保険会社にとって、30年もの長きにわたり保険金請求権の存在を認め、また、保険金を支払った証拠を保持し続けることは非常に大きな負担であったと考えられる。そのような事情も考慮してか、破産院は短縮条項が債務者を証拠保全の負担から解放することに資することをもってこれを有効と判断していたと理解することができる。もっとも、その内容が過度に過ぎたため、1930年法では保険契約に関する権利の消滅時効期間を2年と大幅に短期化した上で、当該期間を強行法規とすることで、保険会社と被保険者の利益を調整したものと理解することができる。2008年改正時に、保険法典のみならず、消費法典や労働法典においてフランス民法典2254条の適用を認めないとしたのも、主には弱者保護を目的としたものと理解することができる。もっとも、立法による解決が図られていない場合であったり、いわゆる事業者対消費者のように形式的に契約当事者の力関係を推し量れない場合には、

(38) Planiol et Ripert, *supra* note 28, n° 1329, p. 737; H., J. Et L. Mazeaud, *Leçon de droit civil*, Tome II, 7^e éd., par F. CHABAS, Montchrestien, 1985, n° 1173, p. 1179; A. Bénabent, *Droit des obligations*, 6^e éd., 1997, n° 893, p. 541; F. Terré, Ph. Simler et Y. Lequette, *Droit civil Les obligations*, 9^e éd., Dalloz, 2005, n° 1477, p. 1391, etc..

やはり、両者の性質を判断し、時効に関する合意の可否を判断する必要があると思われる。

最後に、先にも指摘した通り、上記時効期間の合意による変更の判断要素とは別に、当事者間で期間に関する合意がなされた場合には、(D)当該期間の性質が時効であるか否かという点も併せて考える必要がある。当事者間で合意された期間が時効期間であるか否かにより、中断・停止（日本法では更新・完成猶予）や援用の有無などに影響を及ぼすためである。

このように、時効期間の合意による変更に関しては、フランス法の分析を通して様々な視点から考察する必要があることが明らかとなったが、これまで日本法においてはどのような視点から時効期間の合意による変更に関する議論が展開されてきたのであろうか。従来、時効期間の合意による変更に関しては、主に基本書の中で触れられる程度であったが、近時の民法（債権法）改正論議に際して、いくつかの研究もみられるようになった。そこで、以下では、フランス法との比較のために、これまでの日本法での議論の整理を行いたい。

第3章 日本法における時効期間の合意による変更の判断要素に関する議論

以下では、日本法の議論における時効期間の合意による変更の判断要素について概観し、日本法において時効期間の合意による変更の可否判断において考慮されてきた判断要素を抽出したい。

第1節 学説の概要

第1款 時効制度の趣旨から時効期間の合意の可否を判断する学説

(1) 時効期間の合意による変更の余地を認める考え

(a) 鳩山秀夫

鳩山秀夫は、まず、時効制度の理由として、永続した事実状態の尊重による社会秩序の維持、真正権利者の保護、立証困難の救済、権利の上に眠る者は保護しないといった点を挙げ、結局のところ「時効ノ制度タルヤ時ノ力ノ否認スヘカラサル結果ニ過キス事實的秩序ヲ成立セシムト言ヒ証拠ヲ覆滅セシムト言ヒ均シク之レ時ノ力ナリ之ヲ慣習法ト対比セハ一ハ時ノ力ノ客觀的法律ノ上ニ及ヒタルモノニシテ一ハ其主觀的權利ノ上ニ及ヒタルモノト謂フヘシ」とする。⁽³⁹⁾

その上で鳩山は、時効制度が社会秩序の維持という公益上の必要に基づくものである結果、時効に関する規定は強行法であるとする。そのため、契約によって時効期間を延長することは許されないとする。もっとも、援用や放棄が認められていることを踏まえると、時効制度は公益の観念で一貫されたものではないとする。そして、時効に関する合意について以下のように述べる。すなわち、「我民法ニハ独逸民法（同法二二五条）ノ如キ規定無シト雖モ時効ノ期間ヲ短縮スルカ如ク時効ノ完成ヲ容易ナラシムル契約ハ之ヲ有効ト解スヘキモノト信ス或ハ反対説無キニアラスト雖モ除斥期間トノ比較上ヨリ論スルモ除斥期間ノ効果ノ時効期間ヨリ強キハ争ナク而シテ当事者ハ其契約ニ因リ權利存続ノ予定期間即チ除斥期間ヲ定メ得ルコトハ明ナレハ時効期間ヲ契約ニ因リテ短縮スルモ敢テ不適法ト言フヘカラサルナリ」として、時効期間を短縮する合意は有効であり、その根拠の一つとして、時効期間よりも厳格な除斥期間に関して当事者が権利の存続

(39) 鳩山秀夫『法律行為乃至時効』（巖松堂書店、第2版、1912年）589-590頁。

期間として定めることができるのであるから、それよりも弱い時効期間に
関しても当然に合意の余地があるとする。⁽⁴⁰⁾

(b) 中島玉吉

中島玉吉は、時効制度の基礎は永続する事実上の状態を保護する必要に
基づくものであるとする。永年間継続する状態を保護することは社会生活
を安固にするために欠くことのできない要件であるとする。その理由は、
一旦成立した状態がなんの故障もなく永続する場合においては、何人もこ
れについて安心し、証拠保存を怠るのは当然であるため、時効が証拠を代
用するものであると述べる。また、時効は大多数の場合においては事実
に合致しており、弁済していないものが時効によって利益を得るのは稀なこ
とであるが、このようなことは大きな利益のための小さな弊害であって、
一般の利益のために起こる犠牲として受忍しなければならないとする。⁽⁴¹⁾

中島はこのように時効制度を理解した上で、時効期間の合意による変更
に関しては、3つの考え方があるとする。⁽⁴²⁾ そのうえで、時効の要件を重く
するもの（期間の延長、新たなる中断原因の設定）は公益に害があるが、
時効の要件を軽くするもの（期間の短縮）は公益に害がなく、時効制度の

(40) 鳩山・前掲注(39)595-596頁。

(41) 中島玉吉『民法積義卷之一』（金刺芳流堂，1915年）815-816頁。

(42) ①時効の要件を重くするもの（期間の延長、新たなる中断原因の設定）は公益に害があるが、時効の要件を軽くするもの（期間の短縮）は公益に害がなく、時効制度の精神にも反しないため、短縮に限って有効とする考え（ドイツ民法225条）、②時効期間の延長といっても一般時効期間を超過しないものは有効であり、たとえば短期時効を一般時効まで延長することは認められるとする考え、③時効の要件に関する規定はすべて強行規定であるため、特別に明文の規定がない限り、時効期間の延長も短縮も公益に害があるとして認められないとする考えがあることを紹介する。（中島・前掲注(41)833頁）

精神にも反しないため、短縮に限って有効とする考え（ドイツ民法225条）を支持するとする。その理由として、公益に関する規定には全面的に意思の介入を許さないものと一定の方面に対しては意思の介入を認めるものがあるが、時効に関する規定は後者に属するものであるとする。そして、時効の要件を加重してしまうとますます証拠が不明になるおそれがあるため、期間の延長などは公益に反し認められないが、時効の要件を軽くすることについては問題ないとして期間を短縮することも肯定する。⁽⁴³⁾

(c) 穂積重遠

穂積重遠は、時効制度の立法理由である「権利の上に眠る者は保護せず」が、時効制度が認められるに至った最初の理由であろうとした上で、長年月を経た後に問題になると証拠がわからなくなってしまって裁判に困るという理由もそこに付け加わるとする。もっとも、時効制度が現在承認されている理由としては、永続した事実関係を尊重するというに帰着すると考えている。そして、元来、永続している事実関係はある場合においてはそれが正当な法律関係の発言であることを推測させるのであり、しかもその場合に法律関係を証明する証拠材料が時の経過によって埋もれていることを想像しうるから、当事者に事実関係の永続だけの証明によって法律関係を確保させるものであるとする。そして、要するに「時効制度は義務者または犯罪者個人に対する救済だけの意味でもなく、権利者又は訴追者

(43) 中島・前掲注(41)833-834頁。

以上を踏まえ、中島はここで述べられている「公益規定である」という意味は、要件を加重することができないということであるとする。

なお、中島は、時効の要件の軽減と混同すべきでないものとして、①権利に存続期間を定める場合と②時効にかからない権利を時効にかかるものとする場合を挙げ、前者は一般除斥期間に関する規定に従って扱い、後者は公益に反するため無効であるとしている。

に対する奨励の意味ばかりでもないのであって、畢竟社会的共同生活の平安のための制度なのである」⁽⁴⁴⁾とする。

その上で穂積は、時効は公益的な制度であるから、時効に関する規定は強行法であるべきであるとする。そのため、時効を生じさせない、または、時効期間を延長しようとする当事者間での申し合わせは無効であるとする。他方で、時効期間を短縮する等、時効の完成を容易にする意思表示は、むしろ公益を促進するものとして有効と解すべきであるとする。⁽⁴⁵⁾

(2) 時効期間の合意による変更を認めないもしくは懐疑的な考え

(d) 富井政章

富井政章は、時効制度は永続する事実状態を保護する必要があることに根拠を置くものであるとする。もし、法律上においてその状態を尊重せず、遠い過去の事実に基づいて権利を主張することができるとすれば、紛争が数多く起こってしまい、共同生活の秩序を乱すことになる」と指摘する。そして、時効に関する規定は一般に強行的なものと解すべきであるとする。そのため、時効の期間、起算点、中断または停止の原因等に関する規定もまた強行的効力を有することに疑いの余地はないとする。もっとも、時効の期間を短縮するような時効の完成を容易にすることは一般に有効とされているが、日本法ではドイツ民法のような明文の規定がないため、解釈上、疑いが無いわけではないとする。最後に、時効は公益のために設けた制度であることは、一般的に学者が唱えるところであるが、この観念は時効の性質および目的に反しない限度においてのみこれを認める必要があるとする。その理由として、私法上の時効は畢竟、その利益を受けるべき者の意思に反してその効力が生じることが無い点において純然たる公益上の制度

(44) 穂積重遠『民法Ⅰ 民法総則』（日本評論社、1936年）445-446頁。

(45) 穂積・前掲注(44)444頁。

と同一視するべきではないからであるとして、時効制度の性質に言及して⁽⁴⁶⁾いる。

(e) 舟橋諄一

舟橋諄一は、時効期間に関する合意を一切認めないとする。舟橋は、まず時効制度について、「長年月の経過によって、証拠資料は散逸滅失し、残存する証拠だけで裁判をすることは危険であるのみならず、永続した事実関係（すなわち永年権利が行使させられないこと）は、むしろ真実な権利関係に合致するという（すなわち債権は弁済されて消滅したであろうという）強い蓋然性を示し、しかも、その立証は往々にしてきわめて困難だから、債務者を保護する必要がある」ことが消滅時効制度の中心的意義であるとする。⁽⁴⁷⁾ そのうえで、事実状態の存続がいかなる程度に達すれば権利消滅または権利取得の蓋然性を生ずるものと見るべきかは、法律が一般的に客観的に妥当とするところに従って一定したものであるとする。ゆえに、時効期間に関する合意は認められないとする。ただし、時効期間に関する合意を、時効とは別個に、時効を排除するのではなく、当該権利の存続期間を特約したものであると理解することで（無効行為の転換）、当該合意は有効であるとする。⁽⁴⁸⁾

(46) 富井政章『訂正増補 民法原論第一巻』（有斐閣、1985年、大正11年合冊版復刻）623頁。

(47) 舟橋諄一『民法総則』（弘文堂、第5版、1955年）167-168頁。

(48) 舟橋・前掲注(47)171-172頁。

第2款 時効の事前放棄の禁止の趣旨から時効期間の合意の可否を判断
する学説

(f) 岡松参太郎

岡松参太郎は、時効の根拠について、権利の保護、意思の解釈、秩序の維持の3点を挙げる。岡松のいう権利の保護とは立証困難の救済を指しており、意思の解釈とは長年の権利不行使に対してすでに弁済がなされた、または、権利が放棄されたと解釈されることを指す。そして、社会秩序の維持とは、権利者が権利を行使しない状態が長く継続することは公益に反するものであり、また、数十年経過した後に権利の行使を許すと訴訟が倍蓰し裁判が失当となるおそれがあるため、そのような権利行使は公益を害する⁽⁴⁹⁾としている。

岡松はこのように時効制度を理解した上で、時効の事前放棄の禁止を規定する民法146条に関して次のように述べる。すなわち、時効は公益上の制度であるため、時効に関する規定は強行法であり、私人の意思によって左右できるものではないとする。また、時効の事前放棄を認めてしまうと時効制度の効用を減却することになるため、諸外国にも同様の規定が置かれているとする。その上で、時効期間の延長を含め時効の完成を困難にする合意は、すべて無効であるとする。その理由は、期間延長や起算点の延期、中断・停止事由の追加は時効の利益の中に包含されるからであるとする。他方で、時効期間を短縮する合意は公益に資するものであって害するものではないため有効であるとする。もっとも、以下の指摘がなされていることに注意しなければならない。すなわち、常に短縮合意が有効というわけではなく、短縮合意がなされた各場面においてその有効性を判断すべきであるとしており、短縮合意の場面において対象となっている期間は時

(49) 岡松参太郎『註釈 民法理由 上巻 総則編』（有斐閣、訂正12版、1899年）356-357頁。

効期間ではなく除斥期間であることが多いことも併せて指摘している。⁽⁵⁰⁾

(g) 於保不二雄

於保不二雄は、まず、時効制度の根拠として継続した事実状態の尊重、立証困難の救済、権利の上に眠る者は保護しないという3点を挙げた上で、消滅時効に関しては主に立証困難の救済及び権利の上に眠る者は保護しないが妥当するとする。そして、「このような公益的理由からすれば、時効の効力は絶対的でなければならないはずであるが、なお、当事者の時効の援用又は時効利益の放棄を許しているところに、右の理由では一貫しえないものがあることに中止しなければならない」とする。⁽⁵¹⁾

於保はこのように時効制度を理解した上で、時効期間の合意による変更について、民法146条との関係で以下のように述べる。すなわち、民法上、時効は完成前に放棄することはできないと規定されている理由は、もし事前の放棄を許すと時効制度の公益目的に反することになるからであると説明する。そして、時効期間満了後は、時効の援用と放棄が認められていることから、明文の規定はないものの時効期間の延長その他時効の完成を困難にする特約は認められないが、時効期間を短縮するなど時効の完成を容易にする特約は有効であると解されているとする。⁽⁵²⁾

なお、以下に挙げるように重要な指摘を行っている。すなわち、時効期間を短縮するなど時効の要件を緩和することは当事者間においては利益があるといえるが、時効の完成に利害関係を有する第三者の利益を侵害することもありうるため、そのような場合においては時効制度の公益目的からは時効期間を短縮するなどの合意は認められないとする。ただし、時効の

(50) 岡松・前掲注(49)373-374頁。

(51) 於保不二雄『民法総則』(有信堂, 1951年)286-287頁。

(52) 於保・前掲注(51)291-292頁。

要件の緩和に関する合意が相対的効力しか有さないものとされる場合には、⁽⁵³⁾有効と扱っても問題ないとしている。

(h) 川島武宣

川島武宣は、「永続している事実状態を保護するという時効制度の目的が公益に関するのだ」と説明する。しかし、そうだとすると、時効完成度の時効抗弁権の放棄も公益に反するといわざるを得ないはずである」と指摘する。そして、ドイツ民法が時効完成前の放棄を個々に認めていることや時効完成を容易にする特約も認められていることに言及し、「私はむしろ、窮迫した地位におかれた者が予め時効抗弁権の放棄を強要されることにかんがみ、民法九〇条と同一の精神にもとづく政策的考慮によって説明するほかない」とする。このように理解し、川島は時効期間の延長は無効とし、時効完成を容易にする特約は有効であるとする。⁽⁵⁴⁾

(i) 我妻栄

我妻栄は、時効制度の存在理由について、第一次的に社会の法律関係の安定のために永続した事実状態を尊重すること、第二次的に証拠保全の救済および権利の上に眠る者は保護しないを挙げる。⁽⁵⁵⁾

その上で、時効の事前放棄が禁止されている点について以下のように述べる。時効が完成する前に、時効が完成してもその利益を受けない旨を約束しても、効力は生じないとする。その理由として、時効の利益はこれによって利益を受ける者の意思によって享受させるべきものであるが、時効

(53) 於保不二雄「時効の援用及び時効利益の放棄」法曹時報5巻7号(1953年)21頁。

(54) 川島武宣『民法総則』(有斐閣, 1965年)462頁。

(55) 我妻栄『新訂 民法総則』(岩波書店, 1965年)431-432頁。

完成前に予め時効の利益を放棄することを認めることは、この趣旨に適さないものであるということを挙げる。また、永続した事実状態を尊重しようとする時効制度の目的が、個人意思によって予め排斥されることになるのは不当であり、さらに、債権者が債務者の窮状に乗じて予め消滅時効の利益を放棄させてしまつては、甚だしい不都合が生じてしまうからということも理由として⁽⁵⁶⁾いる。

そして、時効期間の合意による変更に関しては、同様の趣旨から、時効の完成を困難にする特約（時効期間の延長や中断事由の排斥など）は、一般に無効であるとする。他方で、時効が完成した後に時効の利益を放棄することは、146条の反対解釈により有効であると述べた上で、その理由として、時効制度における社会的立場と個人意思とを調和させることになるだけでなく、完成前の放棄のような弊害を伴わないことを挙げる。この趣旨を推して、我妻は「(イ) 時効期間の進行中の時効利益の放棄は、すでに経過した期間の放棄としてだけ、有効とみられる。(ロ) また、時効期間を短縮し、その他、時効の完成を容易にする特約は、妨げないと解される」として、時効期間を短縮する合意については有効として⁽⁵⁷⁾いる。

(j) 星野英一

星野英一は、時効の存在理由について、永続した事実状態の尊重、立証困難の救済、権利の上に眠る者は保護しないの3点を挙げる。その上で、時効期間の合意による変更に関しては、時効の事前放棄を禁止する民法146条との関係から以下のように述べる。時効完成前に予め時効の利益を放棄しても無効となる理由として、「高利貸しなどがするといわれるが、金を貸すにさいして『この債務については時効の利益を放棄します』など

(56) 我妻・前掲注(55)452頁。

(57) 我妻・前掲注(55)452-453頁。

という特約をすることがある。これは、債務者に著しく酷であり、債権者が権利実現手続を怠っていてもよいということだから、債権者に不当に有利になるからである。時効の中断をしなくとも、百年でも千年でも、債権の証拠があり、弁済の証拠がなくなった限り、債権を行使されうることになり、時効制度の趣旨に反するからである」と説明する。⁽⁵⁸⁾

そして、時効の事前放棄がこのような趣旨で禁じられていることと同じく、「広く時効の完成を困難にする特約、例えば、時効期間の延長、中断・停止事由の拡張などの特約は無効であると解されている」とする。そして、「反対に、時効の完成を容易にする特約は有効と解されている」とする。もっとも、「債権者が社会的弱者で、債務者が強者であるような場合については、疑問がある」との指摘を行っている。⁽⁵⁹⁾

(k) 幾代通

幾代通は、時効の存在理由として従来述べられてきた、永続した事実状態の尊重、立証困難の救済、権利の上に眠る者は保護しないの3点を挙げた上で、「時効一般ではなく、取得時効と消滅時効とを区別し、さらには、右それぞれをさらに区分して考える必要もあろうかと思われる」とする。そして、「結局のところは、時効制度の法的構成ないしはその適用の種々の場面における法的処理いかに問題である、ということも否定できないところであろう」と述べる。⁽⁶⁰⁾

幾代はそのうえで、時効に関する合意について、時効の事前放棄を禁じている146条との関係からこれを論じる。すなわち、民法146条が時効の事前放棄を禁止しているのは、「第一に、時効は、期間の経過によって権

(58) 星野英一『民法概論Ⅰ』（良書普及会，改訂版，1986年）249-250頁。

(59) 星野・前掲注(58)289頁。

(60) 幾代通『民法総則』（青林書院，1984年）484-487頁。

利の得喪を生ぜしめるという客観的側面を持つ公益上の制度であるため、私人があらかじめこれを排除することは許されないこと、第二に、事前の放棄を認めると、権利者が自己の怠慢による権利不行使からする不利益をまぬかれようとして、弱者たる義務者に放棄の特約を強いるというおそれがあること」の2点の理由からであるとする。そして、時効制度の全面的適用排除の意思表示だけでなく、「このほかにも、時効の完成を困難ならしめるような意思表示についても同様と解すべきである」とする。すなわち、「時効期間を延長する特約、時効の起算点を遅らせる特約、中断や停止の事由を追加する特約など、いずれも無効である」と述べ、これが通説であるとする。他方で、「時効期間を短縮するなど、時効完成を容易にする特約は、一般に有効と解されている」とし、その理由として、「法定の基準よりも効力の弱い（いまの場合は権利の行使可能期間という面において）権利をとくに設定することも、法律行為自由の原則上一般には許されてしかるべきだからである」と述べる。もっとも、「右のような特約も、度をこすと、公序良俗違反として無効とされる場合はありえよう」との指摘を行っている。⁽⁶¹⁾

(1) 須永醇

須永醇は時効制度の趣旨について、永続した事実状態の尊重や権利の上に眠る者は保護しないと一般に述べられるものの中でも特に立証困難の救済が中心的存在であるとしつつ、「各個の時効制度・時効規定の存在理由を更にキメ細かく探求することが必要」であるとする。⁽⁶²⁾

その上で、時効期間の合意による変更に関しては、時効の事前放棄の禁

(61) 幾代・前掲注(60)548-549頁。

(62) 須永醇『新訂民法総則要論』（勁草書房、1997年）249-252頁、特に251-252頁。

止との関係から以下のように述べる。すなわち、時効の事前放棄が禁止される理由は、「時効が権利取得・義務免脱を根拠づける事実の証明された場合と同じ法律効果を認める・いわば一種の公益上の制度としての一面を有することがしばしばその理由とされるが、より基本的には、事前の放棄を認めると、たとえば経済的強者が経済的弱者に対して放棄の特約を強要するおそれを生じるなど弊害を伴う（九〇条参照）、という理由によるものと解せられるべきである」とする。その上で、「同じ趣旨から、時効期間を延長する特約とか、時効の起算点を遅らせる特約とか、中断や停止の事由を追加する特約など、時効の完成を困難にする特約もまた無効と解せられる。しかし、これに反して、時効期間を短縮するなど時効完成を容易にする特約の方は一般に有効とされている」⁽⁶³⁾とする。

(m) 加藤雅信

加藤雅信は、時効の存在理由について一般に挙げられる永続した事実状態の尊重、立証困難の救済、権利の上に眠る者は保護しないの3点について検討し、結果、「結局のところ、時効制度の現代的意義は過去の事実の立証の困難の救済にしか⁽⁶⁴⁾な」としている。

加藤はこのように時効制度をとらえた上で、時効の事前放棄が禁止されていることについて、次のように述べる。すなわち、「時効の存在意義につきどの説を主張するにせよ、時効の機能の一つとして過去の事実の立証の困難を救済するという側面があることは否定できない。」そして、事前放棄を認めてしまうと、債権者が債権発生を基礎づける契約書に事前放棄の文言を挿入し、「債務者が弁済の領収書等をなくしたであろう時期をみ

(63) 須永・前掲注(62)286-287頁。

(64) 加藤雅信『新民法大系 I 民法総則』（有斐閣、2002年）384頁、424頁。

はからって再度請求をし、債権の二重取りをねらう等の手口も可能となる」と指摘する。これを受け、加藤は「過去の事実の立証の困難を救済する特約の効力を否定しておくことが必要であり、そのために146条が置かれた」と述べる。そのうえで、「時効の利益の放棄以外でも、時効の完成を困難にする特約は、時効の利益の放棄と類似の機能を営みうるので、無効である。逆に、時効期間の短縮等の時効の完成を容易にする特約は、契約自由の原則のもとで有効である」として、⁽⁶⁵⁾いわゆる通説的見解に言及している。

(n) 潮見佳男

潮見佳男は、まず、時効制度が『時の経過』による権利の取得・消滅の可能性を認めながら、その一方で、時効の利益にあずかることを希望せず、時効による権利取得・権利消滅を認めることを拒み、『自分の考える真実の権利関係はこうである』という主張を貫きたい当事者の意思を尊重する態度に出た制度設計をしている」点を指摘する。他方で、「時効制度には、たとえ真実と違っていても、一定の継続する事実状態を前提として、「時効」そのものを権利変動原因として権利取得・権利消滅という法律効果をもたらそう（国家がこうあるべきだと考える規範を妥当させることによって秩序形成をしよう）とする面がある（その意味で、時効制度は「公序」の一種である）」⁽⁶⁶⁾ことも指摘する。

このような二面性について言及した上で、「時効期間を延長することに代表されるように、時効の完成を困難にする特約は、時効制度の存在意義を失わせることになるがゆえに、許されない（146条の法意からの帰結）」とし、「時効の完成を容易にする特約は、『時効の利益を受ける者』にとってマイナスにならないから有効である」とする。もっとも、「消費者契約

(65) 加藤・前掲注(64)393頁。

(66) 潮見佳男『民法総則講義』（有斐閣，2005年）264頁。

の場合には、それが当事者たる消費者にとって不利に作用するときには、消費者契約法10条の不当条項規制にかかり、条項が無効とされる余地がある点に注意を要する（時効に関する公序と消費者公序の衝突）」との指摘を行っている。⁽⁶⁷⁾

(o) 齋藤修

齋藤修は、永続した事実状態の尊重、立証困難の救済、権利の上に眠る者は保護しないの3つの存在理由のうち、消滅時効に関しては「証拠保全の困難を救済すること」が主要な理由となるとする。くわえて、「短期消滅時効は、債権者に法律取引交渉の迅速かつ最終の清算をさせるという経済政策的機能を有している」⁽⁶⁸⁾とも述べている。また、民法146条との関係で、「時効は永続した事実状態を尊重しようとする公益的な制度であり、事前放棄を認めることは時効制度の意義を無意味にするだけでなく、債権者が債務者を圧迫して時効の利益を予め放棄させるという不都合が生ずる虞れがあるので、これを認めないことにした」と理解する。その上で、時効期間の合意による変更に関して、時効期間の延長については、「立法趣旨から、時効の完成を困難にさせる特約、例えば、時効期間を延長したり時効の中断および停止事由を追加したりする特約も無効である」⁽⁶⁹⁾とし、短縮については、「時効制度は公益の保護という社会的公共的理由に基づいており、時効は強行的な制度であるので、その要件は客観的に確定されなければならない、時効に関する規定は強行法規である。したがって、当事者の特約によって時効の完成を容易にすることも認めるべきではないと解すべきである」⁽⁷⁰⁾と述べる。

(67) 潮見・前掲注(66)264-265頁。

(68) 齋藤修『現代民法総論』（信山社、第6版、2007年）365-267頁。

(69) 齋藤・前掲注(68)375-376頁

第3款 消費者保護の視点から時効期間の合意の可否を判断する学説

(p) 金山直樹

金山直樹は、「通説的には古くから、時効期間の延長合意は無効だが(146条)、短縮合意は有効だとされてきている。しかし、理由として、前者はもし認めると公序としての時効制度を台無しにしてしまうからであり、後者は訴権を発生させない合意(自然債務特約)も有効なのだからというのでは、根拠があまりに形式的で薄弱である」として、従来の学説の批判した上で、「抽象的な債権ではなく、問題となる債権の社会的属性を考えるべきである。その場合、現在では消費者保護の視点を取り入れられるべきである旨主張する。具体的には、金山は、消費者の預金債権に関しては、時効期間を短縮する合意は無効であるが20年という民法の時効期間の最長期まで延長することについては有効だと捉える。反対に、サラ金からの借金について、時効期間を短縮する合意は有効だが延長する合意は無効だと考える余地があるとする。⁽⁷¹⁾

(q) 河上正二

河上正二は、時効の存在理由について、永続した事実状態の尊重、立証困難の救済、権利の上に眠る者は保護しないの3点を挙げる。⁽⁷²⁾

その上で、時効期間の合意による変更に関しては、「時効制度の公益的性格からすると、当事者が特約によって時効期間を延長したり短縮したりすることは認められない」としつつ、援用や放棄が当事者の意思に委ねられていることから、「あらゆる場合に特約を無効とするまでもない」とす

(70) 齋藤・前掲注(68)376頁。

(71) 金山直樹「権利の時間的制限」ジュリスト1126号(1998年)233-234頁。

(72) 河上正二『民法総則講義』(日本評論社, 2007年)526-528頁。

る。そして、消費者契約において消費者の利益に資するもの、具体的には「銀行が預金債権について時効期間を延長したり、建築業者が瑕疵担保責任の時効期間を延長する特約」などは否定する必要があるとするなど、消費者契約において一律に合意を禁じるのではなく、消費者の利益となるものについては有効としている。逆に、これら期間を短縮することは消費者契約法10条に照らして無効であるとして、消費者保護に基づいた判断をしている。⁽⁷³⁾

(r) 四宮和夫・能見善久

四宮和夫・能見善久は、「時効を公益的の制度と考えれば、その内容を契約で変更することには慎重にならざるをえない。しかし、時効制度の全体が公益的なのではなく、当事者が自由に変更できる部分もある」とした上で、「扱っている問題毎に考えるべきである」とする。

そして、時効期間の合意による延長について、時効期間の延長は「時効完成を困難にするが、それは時効完成前の時効利益の放棄が認められないのと同じ理由から、無効であると解されている（我妻）。しかし、銀行預金について、時効期間を延長する特約は、あまり長期にならないかぎり（20年くらいが限度か）、有効としてよい（金山）。」として、先行研究を引用するにとどまっている。他方で、「時効を容易にする特約は、時効期間延長の場合のような弊害がないので、有効と解されている。請負人の瑕疵担保責任を短縮する契約は、実務界でよく使われるが、事業者たる請負人が消費者である注文者に対する関係で、瑕疵担保責任の存続期間を短縮することには問題がある。不当な契約条項として規制されるべきであろう」として、事業者対消費者の場面において事業者に有利となる短縮条項は認

(73) 河上・前掲注(72)529頁。

めるべきでない⁽⁷⁴⁾と指摘している。

第4款 複合的な視点から時効期間の合意の可否を判断する学説

(s) 鹿野菜穂子

鹿野菜穂子はこれまで時効と合意を正面から取り扱った論考を2つ公表しているが、とりわけ、「時効における公益と私益」と題された論考において時効期間の合意による変更について詳細な議論がなされているため、以下では、同論考を中心にみていく。

鹿野は、時効期間の合意による延長の場面において、「債権者がその有利な地位を利用し、債務者に期間延長の合意を押し付けるおそれがある」が、これは短縮条項においても同様に濫用的に用いられるおそれがあると指摘し、「消費者契約において、消費者の事業者に対する債権の行使期間を一方的に短縮する約款条項など」を具体例として挙げる。このような問題があることから、「日本の今後の時効制度を考えるときには、短縮合意と延長合意のいずれについても、それぞれの合意を認める取引上の必要性和、それによる弊害および弊害排除の可能性を考慮に入れて、その可否が検討されるべきことになろう⁽⁷⁵⁾」とする。

また、鹿野は、時効制度における公益について、「公益」の内容を広義の公益（私益〔本来の権利者の利益、正当な権利取得者ないし弁済者の利益〕の比較考量を踏まえた政策的価値判断）と狭義の公益（社会の安定、争訟の防止）とに分けたうえで、広義の公益との関係で、「起草者や従来通説によって時効に関して考えられてきた利益は、単なる私益の比較衡量の結果ではない。時効期間は当事者の合意によって伸長することはでき

(74) 四宮和夫＝能見善久『民法総則』（弘文堂、第9版、2018年）489-490頁。

(75) 鹿野菜穂子「時効と合意」金山編・前掲注(1)57-58頁。

ないと解されてきたのは、私益の比較考量に基づく一般的な任意規定におけるとは異なる考慮がここに存在したことによるといわなければならない。そして、時効に関する規定が強行的性質を持つものと考えられてきた理由は、まさに、そこで保護されるべき第一の利益として、先に述べたような私益に還元してしまうことのできない社会の一般的利益が存在することになったと考えられる」と述べ、狭義の公益を考慮した結果、時効に関する規定が強行法規であると理解されてきたと分析する⁽⁷⁶⁾。

そして、今後の立法に向けて、以下のように述べる。すなわち、「現代においても、弁済等の証拠が永久に確実な形で保存される状況にはなく、一定の期間経過後の権利の強制的な行使を許さないものとすることによって一定期間内に権利関係を確定させ社会を安定させることについての利益は、今日においてもなお存在するものと思われる⁽⁷⁷⁾」。その上で、時効期間の合意による変更において考慮すべき要素として、「①濫用防止、および、②法律関係の簡明」を挙げる。①とは民法146条の趣旨が、「仮にこれを許せば、債権者がその有利な地位を利用し、債務者に期間伸長の合意を押し付ける恐れがあるという」ものであり、これにより私的自治の限界が画されるとする。また、②に関しては、「時効に関する合意を広く認め、とりわけ、時効期間のみならず、中断・停止事由など広く時効の要件に関する合意を認めるとすれば、権利の消滅時期が外部から極めて分かりにくくなり、取引に混乱をもたらすことが予想される」とする⁽⁷⁸⁾。さらに②の問題は時効に関する合意を第三者に対してどこまで対抗できるとするかにも関わりと指摘しており⁽⁷⁹⁾、「本来、社会の法律関係の安定を図り、社会的コス

(76) 鹿野菜穂子「時効における公益と私益」慶應法学12巻（2009年）279頁。

(77) 鹿野・前掲注(76)280頁。

(78) 鹿野・前掲注(76)281頁。

トの削減に資するはずの時効制度が、合意によって非常に複雑なものとなり、社会の混乱を招くという事態は避けるべきであろう」と述べる。⁽⁸⁰⁾

このように述べた上で、鹿野は「時効が私益にも関わる制度でもあることに鑑みれば、それに関する合意を一切認めないとするのは、私的自治に対する過度の制限であるように思われる」と述べ、日本法において時効に関する合意を認める一定の余地があるとする。そして、時効期間の合意による変更についてはその限界が問題となるとした上で、仮に一般の時効期間を5年とするならば、延長の限界として10年ないし20年といった上限期間を定めるべきであるとする。これにより、「当事者の私益の調整として、一般的に適切と考えられる期間を（任意規定として）5年と定めたということの意味することになる」とする。⁽⁸¹⁾くわえて、「期間伸長の合意は、短縮合意の場合に比して、債務者の弱い立場に乗じて行われるという濫用の危険が構造的に大きい」ため、たとえば、「消費者と事業者との間の債権については、消費者に不利益をもたらす時効期間の合意を制限する特別規定を設けるなど、適切な措置が必要であろう」とする。⁽⁸²⁾

(t) 松久三四彦

松久三四彦は、「時効も私人間の利害調整を機軸とする制度であるから

(79) 時効に関する合意を「債権に付着した通常の抗弁として捉えるなら、債務者はその抗弁を債権譲受人に対抗できるのが原則であって、468条1項前段の要件の下でのみ、譲受人の保護が図られることになる。しかし、譲渡禁止特約のように（民466条2項）、時効に関する合意を第三者に対抗できる場合を制限するというのも、立法論として検討されるべきであろう」との指摘を行っている（鹿野・前掲注(76)281頁注51）。

(80) 鹿野・前掲注(76)281-282頁。

(81) 鹿野・前掲注(76)283頁。

(82) 鹿野・前掲注(76)283頁。

特約を認めつつ、立場の強い者を利することになりかねない特約，一方に過度に不利な内容の特約を定型的に除外すべきではないか」とした上で、「特約の対象を時効期間に限定し、時効期間を短縮する特約だけを認めつつ短縮の下限を設けるものと、時効期間の延長特約も認めつつ延長の上限と短縮の下限を設け濫用防止を図ることのいずれかとなろう（時効研究会の本案171条と代替案171条参照）。今のところ、二重期間のうち、主観的起算点からの短期時効期間を5年とするときは、前者でよいのではないかと考えている」として、時効期間の合意による変更が濫用的に用いられることを危惧して、短縮に限って下限を設けた上で認めるべきであると主張している。⁽⁸³⁾

(u) 齋藤由起

齋藤由起はフランス法の従来の議論をまとめた上で、改正後の日本民法において時効期間の合意による変更についていかなる点が課題となるのかを指摘している。齋藤は、日本民法も改正により期間が短期化・統一化されることから、「当事者による合意の必要性を増大させる可能性があることは否定できない」と指摘する。その上で、「期間の伸長及び短縮の合意を許容することが考えられるが、その際には、法律関係の安定のために権利行使の上限期間を設ける必要があることはもとより、伸長と短縮のいずれの合意についても、当事者間の力関係の不均衡に基づく濫用を防止する必要がある。公序良俗や不当条項規制でこれを賄いきれるのか新たな立法が必要になるのかについては、さらなる検討が必要である」と述べる。⁽⁸⁴⁾

(83) 松久三四彦『時効制度の構造と解釈』（有斐閣，2011年）600頁。

(84) 齋藤・前掲注(5)209頁。

(v) 佐久間毅

佐久間毅は、「時効期間の定めを公序の一種と捉えるならば、合意による変更はそもそも認められない。それに対して、時効期間の定めも一義的には私人間の法律関係に関するものであることから、ある程度は私的自治にゆだねてよいとするならば、合意による変更も認められうる」としたうえで、合意による変更を認めることを前提とするならば以下の点について指摘することができる⁽⁸⁵⁾。

まず、時効期間を延長する合意について、一律にこれを無効とする必要はなく、「時効期間についても私的自治を認め、合意を許す以上、その合意が法的に許容される私的自治の形成の範囲を超えている場合にだけ、無効とすればよい」とする。具体的には、「債権者が優越的地位を不当に行使した合意や、事実上時効にかからない権利を認める（時効制度そのものを潜脱する）ような合意は、公序に反し無効であるが、そうでなければ、その合意も有効と解してよい」とする。もっとも、「法律に許容する旨の定めがないにもかかわらず、合意による時効期間の変更を認めると、第三者がその合意による時効期間に縛られることになるかどうかの問題になるなど、時効制度の安定性を害する恐れがある」と指摘される。これに対して、「時効期間の合意がある場合には、合意された期間をその権利にかかる時効期間と認めるのではなく、その合意が実質的に不当であるとして許容しえないものでない限り、延長の合意をした当事者が法定の時効期間の満了による時効の完成を主張すること、短縮の合意をした当事者が合意の無効を主張して権利を行使することを、いずれも矛盾的態度として許さないとするにとどめることが考えられる」との提案をしている⁽⁸⁶⁾。

(85) 佐久間毅『民法の基礎1総則』（有斐閣、第4版、2018年）393-395頁。

(86) 佐久間・前掲注(85)393-395頁。

(w) 中舎寛樹

中舎寛樹は、消滅時効について「時効制度の存在理由の中でも、とくに、長い期間権利が行使されないことによる証拠の散逸から義務者を保護するという理由がよくあてはまる⁽⁸⁷⁾」とした上で、時効期間の合意による変更に関しては次のように述べる。すなわち、「時効期間を伸張する合意は無効であるが、これを短縮する合意は原則として有効であると解されている（消費者契約法10条の不当条項に該当するような場合を除く）。しかし、このように期間で画一的に判断する必要はなく、当事者の合意を尊重しつつ、合意の内容や形成過程に問題がある場合にその効力を否定したり（新90条以下）、援用権行使に関する特約と解しつつ、問題がある場合には信義則によって特約の主張を制限したりするほうが妥当であろう⁽⁸⁸⁾」として、契約ごとに判断すべきである旨主張している。

第2節 考察

以上みてきたように、時効期間の合意による変更の可否については様々な視点からのアプローチがみられた。時効制度の趣旨から判断する学説と民法146条の趣旨からアプローチする学説は基本的な視点は共通しており、時効期間を合意により変更することが論者の考える時効制度の趣旨を没却しかねないか否かであったといえる。すなわち、いわゆる通説的理解に基づけば、時効制度が一定期間の経過後、権利の得喪という効果を生じさせる目的が没却されないなら、公益を害することにはならないとの趣旨から、時効期間の合意による短縮は認められ、延長については認められないとされることになる。他方で、舟橋説のように、時効制度を証拠上の制度として捉えた場合には、法定された時効期間の経過こそが時効制度の根本につ

(87) 中舎寛樹『民法総則』（日本評論社、第2版、2018年）411頁。

(88) 中舎・前掲注(87)420頁。

ながるため、一切の合意は認められないこととなる。このような理解はケベック民法改正時に示された考えと共通しており、これもまた時効制度の趣旨からのアプローチであるといえる。このように、そもそもの消滅時効制度の趣旨から合意の可否を判断するという視点は、フランス法においても見られた視点であり（A）、この点において共通性が認められるのではないであろうか。

また、単に時効制度の趣旨からのアプローチにとどまらず、学説では様々な考慮要素が提示されていた。まずは、岡松の指摘である。岡松は、時効期間の合意による短縮は公益に資するものであるため有効であるとの見解を示してはいたが、常に短縮合意が有効となるわけではなく、各場面においてその有効性を判断すべきであるとの指摘を行っている。ここでは、いかなる場面を念頭に置いているのかは定かではないが、例えば、後述するが、当事者間に社会的力関係が存在する場面などが考えられていたのであるろうか。いずれにしろ、形式的に短縮合意は有効とするだけではないという視点が示されていたことは注目に値する。

次に、於保は、契約当事者間において時効期間を短縮することが公益に資するものであり有効と考えられるとしても、時効の完成に利害関係を有する第三者の利益を侵害しうる点を指摘する。そして、このような場合において短縮合意は認めるべきではないとする。もっとも、短縮合意の効果が相対的である場合には、第三者の利益を害するおそれがないため有効であるとしている。この点について、鹿野は債権譲渡を念頭に置き、第三者への対抗の制限なども含めて考察すべきであるとの指摘を行っている。実際、第三者の利益にとどまらず、物上保証人がいる場合において債権者債務者間で合意された消滅時効期間が経過した際の抵当権の登記の存続なども関連することが予想されるなど、契約当事者間以外への合意の効力の及ぶ範囲については今後検討を要する課題であるといえる。

さらに幾代は、時効期間を合意により短縮することは認められるが、そのような特約も度を越すと公序良俗違反として無効となり得ると指摘している。具体的に何をもって度を越しているかと判断するのは不明であるが、同様の指摘は佐久間も行っている。ドイツ民法においては、当事者が合意により短縮できる期間の下限が定められておらず、公序良俗に反するか否かで判断がなされている。フランス法においても、当事者間で定められた期間が過度に短い場合に、時効期間の合意による短縮が認められないとされた裁判例が存在する。そのため、少なくとも両名による指摘に、設定された期間の長さ（長さ）の問題も包含されるものと理解することができる（B）。

そして、多く見られた指摘として、当事者の力関係に関する指摘である。すなわち、星野は、時効期間の合意による短縮を認めてはいたが、「債権者が社会的弱者で、債務者が強者であるような場合については、疑問がある」としており、潮見、河上、四宮＝能見、鹿野、松久、佐久間らは、消費者契約の場面において事業者が有利（または消費者に不利）となる時効期間の変更条項は認められないとしている。同様の指摘はフランス法においても保険契約の場面でなされてきたものであり、先述の通り、フランスでは実際に保険会社が時効期間の短縮条項を濫用していたため、立法により時効期間の合意による変更が禁じられたという経緯がある。また、2008年改正により消費法典・労働法典に例外規定が設けられたのも同様の趣旨からであると理解できる。そのため、ここで指摘された考慮要素は非常に重要であり、今後、時効期間の合意による変更について仮に立法する場合にも、解釈するに際しても、必ず考慮すべき要素であるといえる（C）。

最後に、時効期間の合意による変更の有効性そのものに直接的にかかわるものではないが、（D）当該期間の性質が時効であるか否かとの関係で、日本法の議論において複数見られたのが除斥期間に関する合意である。舟

橋は時効制度の趣旨から時効に関する合意一切を認めないとしつつ、無効行為の転換として、権利の存続期間に関する合意として有効なものとなるとの見解を示していた。また、鳩山は、除斥期間は時効期間に比べ厳格なものであるから、当事者が権利の存続期間として除斥期間を定めることができる以上、時効期間に関しても合意の余地があるとしている。

学説では深く言及されていなかったが、除斥期間に関する合意については、大審院昭和2年8月3日判決民集6巻10号484頁が判断を示している。(D)の要件は判断要素そのものに直接的にかかわるものではないが、時効に関する規定の適用が認められるか否かという点で重要な問題であるため、ここで簡単に判決の内容を確認しておく⁽⁸⁹⁾。事案は以下のとおりである。

上告人（控訴人，原告）は，被上告人たる会社（被控訴人，被告）の株主として490株（払込金2万4500円）を有しており，大正7年度の株主総会決議によって払込金額の1割に相当する利益金2450円の支払いを受ける権利を取得したため，被上告人に対して配当金支払請求を行った。これに対し，被上告人は，たしかに上告人は株主であり，大正7年度には配当金の支払いをなすとの株主総会決議も存在したが，定款には，株主配当金は支払期日より満5年を経過すれば支払いを要しないとの規定があり，上告人の請求は5年以上経過してからなされたものであるので認められないと主張した。

本件においては，この株主配当金の行使に関する期間を定款により定めることが，時効に関する民法の公益規定に反するものとして無効であると争われた。これにつき原審は，時効に関する民法の規定は原則として公益に関するものであって，当事者はこれに反する定めを設けることはできないが，時効期間を短縮することは公益に反しないため有効であるとした。

(89) 同判例については，拙稿・前掲注(5)法と政治69巻2号Ⅱ1069-1070頁においてすでに紹介している。

このような原審の判断に対し、大審院はその判決理由において、次のように述べた。すなわち、当事者が特約をもって権利の行使期間を制限し、一定の期間内に請求しない場合には、その権利ははじめから成立していなかったもしくは期間経過とともに当然に消滅すると定めることはその権利の本質に反するものではなく、また公序良俗に反しない限りできないものではない。このように述べた上で、本件において合意された期間を時効期間の短縮を目的としたものであるとする必要はないとし、本件合意は権利行使期間の制限に関する合意であるとし、本件定款の定めを有効なものとした。

本判決の中では理由には十分には示されていないが、同判決の評釈では、「定款の規定が、未払配当金の敏速処理を目的とするものであるかぎり、時効のように中断することができるのは適用ではない。また、除斥期間は同時に権利の行使期間であり、その期間の徒過によって、権利は消滅するから、その期間は同時に権利の存続期間でもある」として、当該期間を除斥期間と解するのが適当であるとする⁽⁹⁰⁾。ほかに、設定された期間を時効期間とみると、会社が時効を援用しないこともあり、また中断が起こったりするため、集团的事務処理や株主を平等に取り扱うという観点からすれば、時効期間としてではなく、除斥期間と解することが妥当であろうとの説明もなされている⁽⁹¹⁾。

商法上、除斥期間に関する合意についての一定の議論があり、その中でも時効期間とされた場合との区別を意識した議論がなされていた。フランス法においても時効期間であるかそれ以外の期間であるかによって適用さ

(90) 崎田直次「判批」ジュリスト増刊商法の判例（1967年）103頁。

(91) 田中耕太郎「判批」法学協会雑誌第46巻9号（1928年）1732頁、加藤一昶「判批」別冊ジュリスト116号（会社法判例百選第5版、1992年）159頁など。

れる規定の違いなどがあることから、その区別に関する議論がなされてきた。これに対し、日本法においては除斥期間についての合意に読み替えたり、除斥期間でも合意できるのだから時効期間についても当然というように、除斥期間に対する解釈を前提に時効期間の合意による変更についての判断がなされている。時効期間と除斥期間については、主に時効の起算点の問題と関連してこれまで両者を区別する議論がなされてきたが、期間に関する合意の場面において民法上の議論で両者が接近している点は注目すべきであるとともに、正確な区別が求められるべきであろう。

以上のように、日本法においても時効期間の合意による変更に関して様々な考慮要素が提示されていたが、フランス法では議論されていたが日本法では管見の限り取り上げられていなかった要素があった。それは、権利の性質に基づく解釈という視点と短期消滅時効の存在理由を踏まえた解釈である。

まず、権利の性質に基づく解釈とは、フランス法においてみられた瑕疵担保責任に関する期間の延長のような場面を指す。日本法においても瑕疵担保責任の期間の延長に関して言及する学説は見られたが、それはいずれも請負人が事業者であり、注文者が消費者であるということを指し示す際に用いられたにすぎず、瑕疵担保責任の期間の趣旨に着目したものではなかった。当事者間で設定された期間がいかなる権利に関するものであるかは、非常に重要な問題であり、学説でも指摘されていたとおり、単純に延長は認められず短縮は認められるといった形式的な線引きだけでは不十分である。とりわけ、民法（債権法）改正により短期消滅時効に関する規定が削除されたことを踏まえると、殊更に権利の性質を踏まえた判断が求められるのではないであろうか。⁽⁹²⁾

また、短期消滅時効の存在理由を踏まえた解釈についても考慮する必要

350(350) 法と政治 71巻1号 (2020年5月)

があると思われる。たしかに、日本の民法上、短期消滅時効について削除されたため、短期消滅時効の趣旨を考慮する必要性は一見すると乏しい。もっとも、ここで指摘したいのはすでに存在しなくなった短期消滅時効の趣旨を考慮する必要があるということではなく、フランス法においてもなされていたように各種消滅時効の趣旨を考慮すべきであるということである。実際、民法以外の法律にも依然として消滅時効に関する規定が置かれており、それら時効期間についても合意の余地があるか否かについては議論する必要があるのではないであろうか。これに関連して、日本において保険法の分野においても、時効期間の合意による変更に関する議論がなされてきたという経緯がある。そこで、次章では保険法における議論を参考に、時効期間の合意による変更に関して様々な要素を考慮する必要があることの裏付けを行う。

第4章 保険法での議論の概要

第1節 保険金請求権に適用される消滅時効の概要

保険契約において時効期間の合意による変更が問題となるのは、保険会社の負う保険金支払債務に関する消滅時効期間、すなわち、被保険者（保

(92) 時効期間の合意による変更の需要という点に関してではあるが、鹿野も諸外国の時効法制の特徴に対し、「画一化された時効期間の定めは、当該当事者間で問題となっている権利の種類や状況に適合するとは限らない。そのことから、当事者が自分たちに適した時効に関する合意をする必要性がいつそう増大すると考えられた」と述べており、日本法においても短期消滅時効が廃止されることを踏まえ、「当事者が合意により、それぞれの必要に応じた定めをする可能性を確保すべきかについても、検討されなければなるまい」との指摘を行っている。この指摘は、単に時効期間の合意による変更の増加に対応するための指摘にとどまらず、本稿で筆者の指摘している権利の性質に応じた解釈にも通ずるものであると理解できる（鹿野・前掲注(75)57頁）。

険契約者)の有する保険金請求権の消滅時効期間である。改正前商法663条は損害保険の場面について「保険金額支払ノ義務及ヒ保険料返還ノ義務ハ二年保険料支払ノ義務ハ一年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス」と規定しており、生命保険に関しては改正前商法683条1項が同663条を準用するとしていた。このように、保険契約において一般の商事時効(5年)よりも短い期間が法定されていた理由としては、一般に「保険制度の技術性・団体性から、相当期間経過後に過去の保険金請求を認めることは保険事業の円滑な運営を阻害し、迅速な決済が妨げられるからである⁽⁹³⁾」であったり、「保険金請求権は、その有無や内容についての保険者による早期の調査が不可欠であることから、このような短期の消滅時効が法定されているものであり、そのあたりの事情は運送契約等と同じである⁽⁹⁴⁾」との説明がなされている⁽⁹⁵⁾。

もっとも、後述するように、実務上、生命保険契約において保険金請求権の消滅時効期間は約款により3年とされていたという経緯がある。すなわち、法定されている時効期間より1年長い期間が定められていたこととなる。前章において確認した民法上の通説的理解では、時効期間を延長する合意は時効の事前放棄を禁止する民法146条に抵触し、無効であると理解されていた。それにもかかわらず、保険契約においては消滅時効期間の延長が広く一般に認められていたこととなる。このような状況から保険法において保険金請求権の消滅時効期間が3年とされたことについては、以

(93) 西島梅治『保険法』(筑摩書房, 1976年)118頁。同旨のものとして、潘阿憲『保険法概説』(中央経済社, 2010年)37頁ほか。

(94) 山下友信『保険法 INAURANCE LAW』(有斐閣, 2005年)537頁。

(95) 保険金請求権における消滅時効の存在理由に関する議論の概要については、草野元己「生命保険契約における保険金請求権と消滅時効の進行(上)——高度障害保険金請求権の時効を中心に——」判例時報1985号(2008年)9-11頁などに詳しい。

下のような説明がなされている。すなわち、改正前商法の下、保険金の支払等については、約款に起算点と時効期間に関する定めが置かれており、具体的には、損害保険の場合には2年、生命保険の場合には3年、傷害・疾病保険については、損保会社が提供するものは2年、生保会社が提供するものは3年となっていたが、このような状況については2つの問題があるとされていた。1つは、「保険者の性格（損保、生保、共済）等によって消滅時効期間が区々であることは保険契約者にとってわかりにくく、不意打ちともなりかねない」ということであった。もう1つは、「約款によって法定の消滅時効期間と異なる期間を定めること自体の不安定さ」とされており、「生命保険約款による時効期間を3年に伸長する定めは、証拠の散逸への対応、保険事業制度の円滑な運営確保という保険金支払等の短期消滅時効の趣旨を損ねるものではなく、消費者契約の場合に消費者の保護に資することなどから、有効であると解されてきたが、それが合理的な期間であるならば法定化することによってこの点の安定性が確保される」として、現在は3年の時効期間が法定されるに至ったと説明されている。⁽⁹⁶⁾このほかにも、「現在の実務がその期間を2年または3年としていることを踏まえ、より保険契約者等の保護に資する3年に統一することとしたものであろう」と説明されるように、⁽⁹⁷⁾保険法95条第1項に「保険給付を請求する権利、保険料の返還を請求する権利及び第63条又は第92条に規定する保険料積立金の払戻しを請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する」との規定が置かれた。

(96) 山下友信・米山高生編『保険法解説—生命保険・傷害疾病定額保険』（有斐閣、2010年）756-760頁。

(97) 大串淳子＝日本生命保険生命保険研究会編『解説 保険法』（弘文堂、2008年）267頁〔沖野真己〕。

以上のように、保険法上、消滅時効制度の存在理由についてはその特性に従った説明がなされていた上で、保険契約においても時効期間の合意による変更、とりわけ時効期間の延長がなされ、認められてきたという経緯がある。そこで、以下では、保険約款による時効期間の合意による変更に関する判例を確認した後、保険法上（旧商法を含む）、いかなる理由により時効期間の合意による変更が認められるのかに関する学説を概観したい。

第2節 保険金請求権の消滅時効期間の合意変更

第1款 最高裁第一小法廷平成15年12月11日判決民集57巻11号2196頁

最高裁第一小法廷平成15年12月11日判決民集57巻11号2196頁（以下、平成15年判決）は、生命保険契約における死亡保険金請求権の消滅時効の起算点に関する判例であるが、同判決は保険金請求権に適用される時効期間を3年と延長する条項が有効であることを前提としたものである。事案の概要は以下のとおりである。

〈事案の概要〉

訴外Aは、生命保険会社Y（被告・控訴人・上告人）との間で、平成2年5月1日に生命保険契約を締結し、被保険者をA、保険金受取人をAの妻Xとしていた。Aは平成4年5月17日、自動車を運転して自宅を出たまま帰宅せず、行方不明となり、3年以上経過した後、白骨化した状態で発見された。そこで、Xは上記保険契約に基づく死亡保険金の支払いをYに求めたところ、Yは約款に定められた「保険金を請求する権利は、支払事由が生じた日の翌日からその日を含めて三年間請求がない場合には消滅します。」との規定に基づき、消滅時効を援用した。これにつき東京地裁平成11年5月17日判決は、消滅時効の成否について以下のように述べる。すなわち、「保険金請求権に短期消滅時効が採用された実質的理由としては、一般に、保険制度の技術性・団体性のため、相当期間経過後に過去の

354(354) 法と政治 71巻1号（2020年5月）

保険金請求を認めることは、保険事業の円滑な運営を阻害し、迅速決済が実現されないためであると説明されている。ところが、生命保険にあっては、保険金請求権を発生させる保険事故、ことに被保険者の死亡が、権利者の不知の間に生じることが少なくないことや、保険金受取人の指定が本人の知らない間になされ、権利者となるべき者が契約の存在を、したがって自己の権利の存在を知るのが遅れることがあることなどの点に鑑み、各社とも約款において、時効期間を三年に延長しているものと認められ、右約款の有効性は一般に承認されている」と述べる。その上で、「技術性・団体性を有する保険契約を巡る法律関係は可及的速やかに確定される必要がある。しかしながら、生命保険請求権に関して約款で時効期間が延長されている背景をも考慮しつつ、権利の上に眠る者は保護しないという理由は時効制度の消極的な理由にすぎないとしても、これを無視すべきではなく、時効制度の存在理由、関係者の利害の衡平等を調和的に解釈すべきである」とし、「Xは、Aの死亡後三年以内の間に保険金請求を行うことは不可能であり（X自身、死体も発見されない状況下ではAの死を受入れることはなかったであろうし、仮にそうでなくとも、Aの死亡を立証することは不可能であったし、失踪宣告を申し立てたとしても期間未経過である。）、たとえ請求したところでYが保険金の支払をすることは到底考えられない。Xは、三年八か月間、Aの死亡の事実を知らなかったのであるが、それはXが単に主観的に知らなかったのではなく、客観的にも知りようがなかったのであって、その間、Xには他に取りうる手段がまったくなかったのである。このような場合にまで、保険請求権者の権利を犠牲にして法律関係の早期安定という要請を最優先するのは相当とは思われない」といった理由から、時効はAの遺体が発見された時からとされた。東京高裁平成12年1月20日判決も同旨であった。そこで、Yが原告。

〈判旨概要〉

平成15年判決は、本件保険契約の時効に関する規定について「本件時効消滅条項は、生命保険の場合には、保険金請求権を発生させる保険事故、殊に被保険者の死亡が保険金請求者の知らない間に生ずることが少なくないこと等を考慮して、商法所定の上記消滅時効の期間を3年に延長したものである。本件時効消滅条項は、その消滅時効の起算点を『支払事由が生じた日の翌日』と定めており、また、本件約款は、上記終身保険及び定期保険特約の支払事由を『被保険者が死亡したとき』と定め、上記傷害特約の災害死亡保険金の支払事由を『不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に被保険者が死亡したとき』と定めており、これらの定めを併せ読めば、本件約款は、上記終身保険、定期保険特約及び傷害特約に係る保険金請求について、本件時効消滅条項による消滅時効の起算点を『被保険者の死亡の日の翌日』と定めていることが明らかである」としつつ、「本件各保険契約に基づく保険金請求権は、支払事由（被保険者の死亡）が発生すれば、通常、その時からの権利行使が期待できると解されることによるものであって、当時の客観的状況等に照らし、その時からの権利行使が現実に期待できないような特段の事情の存する場合についてまでも、上記支払事由発生の時をもって本件消滅時効の起算点とする趣旨ではないと解するのが相当である。そして、本件約款は、このような特段の事情の存する場合には、その権利行使が現実に期待することができるようになった時以降において消滅時効が進行する趣旨と解すべきである」として、原々審、原審同様、Aの遺体が発見された時を⁽⁹⁸⁾保険金請求権の起算点とすべきであると判示した。

(98) 原審に関する評釈として、山下典孝「判批」判例評論505号（2001年）186-189頁、本判決に関する評釈としては、森義之「判批」ジュリスト1270号（2004年）181-182頁、松本克美「判批」法律時報76巻12号（2004）356(356) 法と政治 71巻1号（2020年5月）

以上みてきたように、平成15年判決は保険会社の定めた消滅時効に関する規定の内容そのものについては有効であるとしている。すなわち、時効期間について法定されている2年の期間を3年へと延長することを有効としてきたといえる⁽⁹⁹⁾。もっとも、平成15年判決は一般に保険契約において時効期間の合意による延長がなされていることを承認したにとどまり、その根拠については明らかにしていない。そこで、簡単にはあるが、以下ではこの点に関する学説を見ていくこととする。

第2款 時効期間の変更条項に関する保険法上の学説

本稿の目的は先にも述べた通り、時効期間の合意による変更に関して様々な要素を考慮すべきであることを指摘することにあるため、以下では、学説の中でも特によくみられる見解に絞って紹介を行うこととし、保険法上の各種学説の詳細な検討については他日に期したい。

(1) 保険会社と保険契約者との力関係に着目する学説

金澤理は、「わが法制のもとにおいても、少なくとも経済的弱者であるところの一般大衆を取引の相手方とする家計保険については、保険契約者・被保険者・保険金受取人に一方的に不利益な消滅時効期間の変更は、時効

年) 89-92頁, 坂口光男「判批」判例評論546号(2004年) 191-196頁, 大澤康孝「判批」ジュリスト臨時増刊1269号(平成15年度重要判例解説, 2004年) 119-121頁, 酒巻宏明「判批」法律のひろば58巻3号(2005年) 50-59頁, 吉井敦子「判批」別冊ジュリスト202号(保険法判例百選, 2010年) 178-179頁などが挙げられる。

(99) 吉井・前掲注(98)179頁においても「本判決は消滅時効の起算点について約款の解釈を行ったものであるが、旧商法上の消滅時効期間の延長を約款で定めた本件時効消滅条項が有効であること、およびその解釈に民法を適用することを前提として判断している」との指摘がなされている。

完成前の時効利益の放棄を禁ずる民法146条の趣旨にてらしてもこれを許すべきでないことは明らかである」としたうえで、問題となるのは、保険者である保険会社に不利益な変更が認められるか否かであるとする。その上で、上記川島の見解を挙げ、これを妥当とし、「経済的優者である保険者による時効利益のあらかじめの放棄を禁ずる理由は存在しない」として、生命保険約款により経済的優者である保険会社に不利となる規定を設けることは有効であるとする。⁽¹⁰⁰⁾⁽¹⁰¹⁾

山下友信も「時効に関する法律の規定は一般には絶対的強行規定であると解されているので、法律の規定と異なる時効期間を定めることができるかには疑問がないではないが、事業者である保険会社が自らの不利益に法律の規定よりも時効期間を延長しているのであり、あえて無効というまでの必要はない」として、保険金請求権の消滅時効期間の延長を認める。⁽¹⁰²⁾

より詳細に述べるものとして、沖野眞己は「時効の利益はあらかじめ放棄はできず（民法一四六条）、そこから、時効期間を延長する特約は時効完成を困難にするため一般に無効であると解されている」として、民法上の通説的見解に言及する。そして、「これは、通常、債務者が弱い立場にあることを考慮してのものである。これに対し、生命保険契約における保険者に対する請求権につき時効期間を延長する特約の場合は、消費者契約

(100) 金澤理「保険契約上の請求権の消滅時効」損害保険事業総合研究所創立四〇周年記念損害保険論集（1974年）269-270頁。

(101) 同旨のものとして、吉川吉衛「生命保険契約と保険金の支払（下）」ジュリスト744号（1981年）137-138頁。

また、吉川は時効期間を延長する約款条項が有効であるということは、すなわち「取引力の強大な保険者による時効完成前における当該期間についての時効利益の限定的放棄が可能だ、ということである」との指摘もあわせて行っており、「消滅時効に関する法律構成につき、一つの視角を提供してくれることになる」との指摘もしている（同138頁）。

(102) 山下（友）・前掲注(94)537-538頁。

であることが少なくなく、債権者の方が『弱い』立場にあって、民法一四六条が想定するような事情はなく、したがって、そのような特約も有効であると解される」と述べる。もっとも、定められる期間は合理的な範囲でなければならないとした上で、保険約款において通常設定されている3年の期間については「合理的な範囲」内と言え⁽¹⁰³⁾とする。

以上のように、これら学説においては保険会社と保険契約者等との力関係を考慮して、法定されていた2年の消滅時効期間を延長することが可能であるとされていた。もっとも、実務上、この2年の期間は3年に延長されるのが一般であったところ、平成20年改正により保険金請求権の消滅時効は3年とされた。そのため、一見すると改正後は時効期間を延長する必要性がないようにも思えるが、改正後であっても、改正前と同様の理由から、この期間について延長することが認められるとの見解も示されている。すなわち、時効期間を延長する「運用は、保険契約者にとっては、保険金等を請求できる期間が延びるので有利な取扱いとなり」、民法では債権者の優越的な地位を考慮して時効の事前放棄が禁じられたりしているが、「保険契約者に比べて、圧倒的に組織力・経済力・情報収集力を持っている保険会社自身が不利益を承知で時効期間を延長する場合は、上記の民法の趣旨に反するとは言えない⁽¹⁰⁴⁾」として、現行の保険法下であっても、保険契約において保険契約者の権利に関する消滅時効期間を延長することも有効である^{(105), (106)}とする。

(103) 沖野眞己「総論(3) 保険関係者の破産、保険金給付の履行」商事法務1808号(2007年)38頁。

(104) 桜井健夫ほか『保険法ハンドブック——消費者のための保険法解説』(日本評論社, 2009年)256頁。

(105) この考えを一般的な理解として挙げるものとして、山下(典)・前掲注(98)188頁などが挙げられる。

(106) なお、時効期間の短縮に関してはあまり言及されることがないが、大

(2) 時効の存在理由に着目する学説

まず、「商法が二年間の短期消滅時効を規定した趣旨は、技術性・団体性の強い保険事業制度にあつては、保険事故発生後相当期間経過後に過去の保険金が請求されることにより、その円滑な運営が阻害される恐れがあり、こうした背景から、立法当時すでに保険者が約款において設定していた短期失権条項（当時二年間とされていた）を法的に承認したものである⁽¹⁰⁷⁾」と確認した上で、「商法が保険金支払義務につき短期消滅時効を認めた理由が右のとおりで、採証の困難性等の実質的衡平を考慮したものでないとするれば、保険者が、自ら約款で時効期間の延長を二年から三年に認めたとしても、これを敢えて無効とする必要はなく、実務上もこれに沿った扱いがとられている」と述べる⁽¹⁰⁸⁾。

竹瀆修は、まず、民法上の理解について説明する。すなわち、「民法一四六条は、時効完成前に予め時効利益を放棄することを禁止しているし、民法学説は、一般に約定による時効期間の延長を認めないからである。これは、主として急迫した債務者が債権者から不利益な扱いを受けないように配慮する趣旨である」と説明する。これに対し、「保険金支払義務の短期消滅時効が定められた趣旨は、保険制度の技術性・団体性から相当期間経過後に過去の保険金請求権に対応することが保険事業の円滑な運営の障

澤康孝は「時効期間の短縮については一般に有効と解されている。しかし、保険関係について言えば、延長よりも短縮のほうが注意を要するだろう。保険契約者側の権利の制約において保険会社の経営上の便宜を認めることであり、自由に認めることはできない。短縮は合理的な根拠のある場合に限られると解すべきである」との指摘を行っている（大澤康孝「第5章 保険金請求手続、保険金債務の履行期と消滅時効」竹瀆修ほか編『中西正明先生喜寿記念論文集 保険法改正の論点』（法律文化社、2009年）76頁）。

(107) 峰隆之「保険金支払義務」塩崎勤編『現代裁判法大系25』（新日本法規出版、1998年）176頁。

(108) 峰・前掲注(107)177頁。

害となるおそれがあるからである。しかし、保険者の技術的進歩により時効期間の延長が現実的に可能になり、約款によりこれを三年と定めた場合、それを無効とする実質的理由は乏しいと考えられる。時効制度の存在理由を既存の法秩序の安定を維持するという公益に見る立場に立つとしても、短期消滅時効を厳格に適用すべき実質的理由が失われている場合にまで、当事者間の問題のない約定を否定し、抽象的な『公益』という観念により法律の規定を強行すべきものか、大いに疑問があるであろう」と述べ、保険契約者等にとって利益がある場合にまで時効期間の変更条項を無効とすべきではないとする⁽¹⁰⁹⁾。

以上みてきたように、学説においては保険契約における保険会社と保険契約者との力関係を前提に、民法上は認められないとされている時効期間の合意による延長を認めたり、また、保険金請求権の消滅時効の根拠から、延長を認めたとしても当該消滅時効制度の趣旨を没却するものではないとの判断がなされたりしている。これら議論を踏まえ、保険法においていかなる要素が考慮されていたのかを以下でまとめたい。

第3節 小括

保険法上、保険会社と保険契約者等との間には様々な権利・義務が生じるが、先にも述べた通り、時効期間の合意による変更が問題となるのは、保険金請求権の場面である。

そもそも、保険金請求権について短期消滅時効が設けられた趣旨は、「保険制度の技術性・団体性から、相当期間経過後に過去の保険金請求を認めることは保険事業の円滑な運営を阻害し、迅速な決済が妨げられるか

(109) 竹濱修「生命保険金の支払義務」塩崎勤＝山下丈編『新・裁判実務大系 保険関係訴訟法』（青林書院，2005年）370-371頁。

らである⁽¹¹⁰⁾」であったり、「保険金請求権は、その有無や内容についての保険者による早期の調査が不可欠である⁽¹¹¹⁾」との説明がなされている。これはすなわち、保険会社が大量の保険契約者・被保険者・保険金受取人との関係を管理し、適切に業務を運営するという目的のために、短期消滅時効が設けられたということである。そして、当該目的を達成し、保険会社の業務の円滑な運営を維持するためには、2年を超える期間の間、保険金請求権の存在を認めるべきではないとの理解から、旧商法において2年の消滅時効期間が定められたのである。このように理解できるならば、前節(2)の学説の述べる通り、各保険会社が業務の円滑な運営上、支障がないと考えるのであれば、保険金請求権の消滅時効期間を延長したとしても、当該消滅時効の趣旨には反しないこととなる⁽¹¹²⁾。また、民法上、消滅時効期間を延長することを認めないとする学説は、民法146条が弱者たる債務者にあらかじめ時効の利益を放棄させ、時効制度を没却させてしまうことを危惧していたことを受け、時効期間を延長することもまた認めるべきではないとしていた。これに対し、前節(1)の学説の述べる通り、保険金請求権に関しては、強者たる保険会社が債務者であり、また、時効期間を延長する条項を予め設けるのも保険会社であることから、民法上指摘されていたような問題はほぼ起こらないものと理解することができる。

このように、保険法上、時効期間の合意による変更に関しては、民法上の消滅時効の存在理由だけでなく、保険金請求権の消滅時効の存在理由や、当事者の力関係を踏まえた解釈論が古くから展開されていた。これまで、

(110) 西島・前掲注(93)118頁。

(111) 山下(友)・前掲注(94)537頁。

(112) もっとも、保険金請求権の消滅時効においても民法一般の消滅時効の趣旨は含まれていると解されることから、過度に長い時効期間を設けることは禁止されるのではないかと考える。

民法上の議論においては、このような実際の場面や他の法律における議論などに対する言及が多くは見られなかったが、今後は様々な場面においていかなる要素が考慮されているのか、一つ一つ詳細な議論をしていく必要があるのではないであろうか。

第5章 おわりに

本稿では、これまで筆者の行ってきたフランス法に関する分析を基に、時効期間の合意による変更の可否の判断において、(A) 時効の事前放棄を禁止する仏民旧2220条に時効期間の合意による変更が抵触するか否か、(B) 定められた期間の合理性と権利の性質、(C) 当事者の性質の3つの判断要素を考慮する必要があることを示した上、日本法でのこれまでの議論をこれら判断要素と関連付け、紹介を行った。もっとも、上記判断要素のみによって時効期間の合意による変更の可否を判断しきれるものであるかについては、今後、さらなる検討が必要である。第4章で紹介した保険法の議論もあくまで「保険金請求権」に関する消滅時効期間の延長に関してのみであり、「保険料請求権」となると債権者と債務者の立場が入れ替わることもあること等から、また議論の方向性は変わってくるものと考えられる。これは民法においても同じであり、売買代金請求権であるのか、契約不適合責任に関する期間であるかなど、各種契約や各種権利の性質によって考慮すべき要素が異なる可能性がある。また、保険契約以外にも労働契約の場面においても時効期間を変更することが予想されるが、その際には、いかなる要素を考慮すべきであろうか。さらに、事業者間取引であったとしても、必ずしも対等な関係にあるとは限らず、従属関係が認められる場合になると事業者対消費者に近い構図となるため、純粋な事業者間での取引とは別の考慮が求められるはずである。

以上のように、時効期間の合意による変更に関する議論において、これ

まで日本法では、時効期間の合意による変更が具体的にどのような場面で問題となるのかをあまり検討しないまま議論を進めてきたのではないであろうか。本稿で簡単にではあるが確認したように、時効期間の中にも権利・契約の性質に応じて民法上言及されているものとは異なる性質を帯びる時効期間も存在している。そのため、今後は、どのような事案の下で問題となったかを考察し、具体的事案の類型ごとに時効期間の合意による変更について考えていく必要がある。

本稿では、上記問題提起にとどまったが、今後は時効期間の合意による変更がどのような場面でなされているのかを分析した上で、各場面においていかなる要素が考慮され、また、どのように消滅時効制度が捉えられ、合意の可否が判断されているのかを明らかにしたい。

La considération de l'aménagement conventionnel de la durée de la prescription extinctive

論

Ikuma KAWAKAMI

説

Table des matières

Chapitre 1: Introduction

Chapitre 2: De débat de droit civil français

Chapitre 3: De débat de droit civil japonais

Chapitre 4: De débat de droit d'assurance japonais

Chapitre 5: Conclusion

Au japon, le régime de la prescription extinctive changera à 2020. La durée de la prescription extinctive sera réduite dix ans à cinq ans. Mais il n'y a pas d'article sur l'aménagement conventionnel, donc il est nécessaire d'interpréter si on peut aménager la durée de la prescription extinctive par accord des parties.

Une part, on dit communément que les parties ne peuvent pas allonger le délai de la prescription extinctive car l'article 146 du Code civil interdit, d'avance, de renoncer à la prescription. D'autre part, on dit communément que les parties peuvent abrégé le délai de la prescription extinctive car l'abrégement du délai n'est pas contraire d'intérêt public.

Cet article classe les doctrines sur l'aménagement conventionnel au japon, et nous présentons les éléments pour juger.